

甲賀市地球温暖化対策実行計画
資料編
(素案)

(令和5年9月21日時点)

令和 年(20 年) 月

甲賀市

目 次

甲賀市環境未来都市宣言～ゼロカーボンシティへオール甲賀の挑戦.....	1
甲賀市環境基本条例.....	3
甲賀市地球温暖化対策実行計画の策定について（諮問）	8
甲賀市地球温暖化対策実行計画の策定について（答申）	9
甲賀市環境審議会 委員名簿.....	10
計画策定の経過.....	11
市民アンケート調査結果.....	12
事業所アンケート調査結果.....	36
市民ワークショップ.....	52
地域脱炭素のための促進区域.....	53
率先して太陽光発電を導入する公共施設.....	56
小水力発電導入ポテンシャル位置、候補地.....	61

甲賀市環境未来都市宣言

～ゼロカーボンシティへオール甲賀の挑戦～



こうかしかんきょうみらいとしせんげん
甲賀市環境未来都市宣言
 ～ゼロカーボンシティへオール甲賀の挑戦～

地球温暖化による異常気象により、世界中で深刻な自然災害が発生し、温室効果ガスの排出抑制が喫緊の課題になっています。国においても、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルをめざしています。

鈴鹿山系を望む丘陵地にある甲賀市は、野洲川・杣川・大戸川沿いに文化が発展し、広大な森林は琵琶湖の水源涵養、水質保全にも重要な役割を果たしています。この豊かな自然環境のもと、忍者、信楽焼、東海道、お茶、薬などの歴史や産業が調和しながら発展してきたまちです。

これまで、全国に先駆けた生ごみ堆肥化事業や地域での清掃活動などを通じて、市民一人ひとりが身近なところから環境に優しいまちづくりに取り組んできました。

いま い わたし 豊か しずん まち かんきょう けいざい
今を生きる私たちは、豊かな自然を守り、環境と経済・
しやかいがくどう ちょうむ じぞくがくどう みらい こ
社会活動が調和した持続可能なまちを、未来の子どもた
ちにか つぎ ちょうせん せんに
ちに引き継ぐため、次の挑戦を行います。

【挑戦1】 再生可能エネルギーを軸とした
エネルギーシフト

【挑戦2】 エネルギーと農林水産物の地産地消

【挑戦3】 豊かで健康な森づくり

【挑戦4】 環境に配慮した住みやすいまちと
災害に強いまちづくり

【挑戦5】 環境を意識した行動ができる
ひとづくり

2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする
ゼロカーボンシティ、「環境未来都市」をオール甲賀で
じつげん せんげん
実現することをここに宣言します。

令和4年（2022年）9月30日

甲賀市長

岩永裕典

甲賀市議会議長

田中喜克

甲賀市環境基本条例

平成 18 年 6 月 26 日

条例第 33 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 基本計画(第 7 条・第 8 条)

第 3 章 推進施策等(第 9 条—第 17 条)

第 4 章 環境審議会(第 18 条—第 24 条)

第 5 章 補則(第 25 条)

付則

甲賀市は、自然豊かな地であるとともに古くから交通の要衝として人や物が行きかい、文化が発展してきた地域であり、多様性のある自然環境を有しているとともに重要な水源涵養地である。

今日における科学技術の発達は、生活の利便性の向上をもたらす一方で、環境への負荷を急激に高め、地域のみならず生命の基盤である地球全体の環境を脅かすまでに至っている。また、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や都市化の進展により、廃棄物の増大、地下水や土壌の汚染、身近な自然の減少、良好な景観の破壊など新たな環境問題の顕在化から、環境と密接にかかわる自らの生活のあり方を見直さなければならないという課題に直面している。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有しているとともに、健全で豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

私たちの総意として、自然との共生や多様な生態系の保全の必要性、さらには身近な環境を大切にすることが地球環境の保全につながるということを認識し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会を、強い意志と協働により築いていくことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、甲賀市の豊かな自然と良好な生活環境の保全と創出についての基本となる理念及び基本的事項を定め、市民、事業者及び市の責務を明らかにし、環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、人と自然とが共生し、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な地域社会を築き、現在から将来にわたって市民の

健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 環境の保全と創出 環境の保全上の支障を防止することにより、現在の環境を良好な状態に保ち、かつ、積極的に良好な環境を創り出すことをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動によって環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 自然環境 自然の生態系をめぐる大地、大気、水及び動植物並びにその生育環境をいう。
- (4) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全と創出は、現在から将来にわたって市民の健全で豊かな環境の恵沢を享受する権利の実現と健康で文化的な生活の確保を目的として行われなければならない。

2 環境の保全と創出は、資源の節度ある利用と循環を図ることにより、持続的発展が可能な社会の構築を目的として行われなければならない。

3 環境の保全と創出は、自然の生態系に配慮するとともに、自然環境を適正に維持し、向上させることにより、人と自然が共生する地域社会を実現することを目的として行われなければならない。

4 環境の保全と創出は、積極的な市民参加と市民、事業者及び市の公平な役割分担と協働による環境への配慮と行動により、環境への負荷が少ない地域社会を構築することを目的として行われなければならない。

5 地球環境の保全は、市民、事業者及び市のすべての活動において、自らの課題として積極的に推進されなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、資源及びエネルギーの消費並びに廃棄物及び生活排水の排出等日常生活における環境への負荷の低減をしなければならない。

2 市民は、環境の保全と創出に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創出に関する施策及び地域活動に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの社会的責任を認識し、事業活動に伴う環境の保全上の支障の防止及びその事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全と創出に関する施策及び地域活動に参画し、協力しなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、環境の保全と創出を実現するため、市の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全と創出に関する施策を策定し、実施し、評価しなければならない。

2 市は、市の施策を策定し、実施するに当たっては、環境への配慮に留意し、環境への負荷の低減その他環境の保全と創出を積極的に推進しなければならない。

第2章 基本計画

(基本計画)

第7条 市長は、環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全と創出に関する総合的かつ長期的な施策に関すること。

(2) 市の行う施策を策定し、又は実施するに当たっての環境への配慮に必要な事項に関すること。

3 市長は、環境基本計画を策定し、又は変更するときは、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第18条に定める甲賀市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(施策との整合)

第8条 市が、施策を策定し、又は実施するときは、環境基本計画との整合を図らなければならない。

第3章 推進施策等

(市民活動への支援)

第9条 市は、市民及び事業者の環境への負荷の低減及び環境の保全と創出に関する活動が促進されるための支援に努めなければならない。

(監視及び測定)

第10条 市は、環境の状況を把握するため、必要に応じて監視及び測定を行うとともに、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる事業を行う事業者に対して必要な指導又は助言を行うことができる。

(環境への影響に係る調査等)

第11条 市長は、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認める施策の計画を策定しようとするときは、環境への配慮が十分になされているか、環境の保全と創出の観点から望ましい選択であるか等について調査を行うものとする。

2 前項に規定する調査の結果、施策の実施が重大な環境への負荷を与えると判断するときは、審議会に意見を求め、必要に応じて、その施策の変更や修正を行うものとする。

(環境教育及び学習の推進)

第12条 市は、市民及び事業者が人と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境に配慮した日常生活及び事業活動ができるようにするため、環境の保全と創出に関する環境教育及び学習をあらゆる機会を通して推進し、普及啓発事業を実施するよう努めるものと

する。

(環境情報の提供)

第 13 条 市は、市民及び事業者に対して、環境の保全と創出に関する自主的な活動を促すために必要な情報の提供に努めるものとする。

2 市は、市民、事業者及び市が相互に環境の保全と創出に関する情報の交換ができるよう努めるものとする。

(年次報告)

第 14 条 市は、市の環境の状況及び環境の保全と創出に関する施策等について年次報告を作成し、これを公表しなければならない。

(協働体制の整備)

第 15 条 市は、環境の保全と創出に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市民、事業者及び市が協働できる体制の整備に努めるものとする。

(環境月間)

第 16 条 市は、環境月間を定め、市民に広く環境の保全と創出についての関心と理解を深め、積極的に環境の保全と創出に関する活動を推進するために必要な事業を実施する。

2 環境月間は、6 月とする。

(広域的連携)

第 17 条 市は、広域的な取組みを必要とする施策を実施するときは、国際機関、国、他の地方公共団体及び民間団体等と協力して、当該施策の実施に努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

(審議会)

第 18 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、甲賀市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 19 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議をする。

- (1) 環境の保全と創出に係る重要事項に関すること。
- (2) 環境に関する条例及び規則の制定又は改廃に関すること。
- (3) 環境基本計画を定め、又は変更する内容に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、環境保全に関すること。

2 審議会は、環境行政に関する重要なことについて必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 20 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 環境に関し学識経験を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

3 前項に規定する委員のほか、特別の事項の調査及び審議をさせるため必要があるとき

は、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、環境に関し学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員の欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第21条 審議会には、委員が互選した会長を置き、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、市民環境部において処理する。

(規則への委任)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

第5章 補則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。

(甲賀市環境審議会条例の廃止)

2 甲賀市環境審議会条例(平成16年甲賀市条例第195号)は、廃止する。

付 則(平成19年条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成23年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成25年条例第36号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

甲賀市地球温暖化対策実行計画の策定について（諮問）

甲 生 環 第 9 3 9 号
令和5年（2023年）2月1日

甲賀市環境審議会
会長 竺 文彦 様

甲賀市長 岩永 裕貴

甲賀市地球温暖化対策実行計画の策定について（諮問）

甲賀市環境基本条例第19条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり諮問
します。

1. 諮問事項

甲賀市地球温暖化対策実行計画の策定について

2. 諮問理由

2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルを実現するため、本市は令和4年9月30日に議会と共同で「甲賀市環境未来都市宣言」を行いました。

豊かな自然を守り、環境と経済・社会活動が調和した持続可能なまちを未来の子どもたちに引き継ぐためには、今後、様々な挑戦を行うとともに、行政だけでなく、市民一人ひとりや事業所などオール甲賀での取り組みが必要不可欠です。

このことから、環境未来都市実現に向けた羅針盤となる、甲賀市地球温暖化対策実行計画を策定するため、意見を求めるものです。

甲賀市地球温暖化対策実行計画の策定について（答申）

甲賀市環境審議会 委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	所属等	備考
竺 文彦	龍谷大学 名誉教授	会長
中島 仁史	土山の町並みを愛する会 (あいの土山振興会)	
金子 利佳	ビワコゼロウェイスト 推薦	
石山 利則	湖南・甲賀環境協会 推薦	
村木 一志	甲賀市小学校教育研究会環境教育部長	～R.5.3.31
村田 吉美	甲賀市小学校教育研究会環境教育部長	R5.4.1～
青木 純一	滋賀県甲賀環境事務局長	
高橋 美香	公募委員	
大西 智子	公募委員	

計画策定の経過

年月日	内容
令和4年8月26日	令和4年度 第3回 甲賀市環境審議会 ・計画概要
令和4年11月14日 ～11月30日	甲賀市の温暖化対策に関するアンケート調査実施
令和5年1月9日 ～1月24日	甲賀市の温暖化対策に向けた事業所アンケート調査実施
令和5年1月28日	市民ワークショップ開催
令和5年2月1日	令和4年度 第4回 甲賀市環境審議会 ・計画たたき台
令和5年5月23日	令和5年度 第1回 甲賀市環境審議会 ・計画たたき台

市民アンケート調査結果

(1) 市民アンケート調査概要

本計画の策定にあたり、環境や地球温暖化に対する市民の意識、省エネルギー活動の実践状況等の実態を把握し、今後の脱炭素のまちづくりを検討するための基礎資料とするために市民意識調査を実施しました。

調査対象：甲賀市在住の18歳以上の市民
標本数：2,000人
実施時期：令和4年（2022年）11月
実施方法：郵送による配布、郵送及びWebによる回収調査
回収率：819件（41.0%）

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本計画内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- グラフ及び表のN数（number of case）は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

(2) 市民アンケート調査結果まとめ

a.地球温暖化対策に対する意識

地球温暖化に一定の関心を持つ人（「関心がある」と「ある程度関心がある」の合計）が約84%となっています。また、脱炭素社会を実現するための取り組みについて取り組みたいと考えている人（「積極的に取り組みたい」と「ある程度取り組みたい」の合計）が約9割となっています。【問1,2】

地球温暖化に関心を持つ人、脱炭素に取り組みたいと考えている人々が様々な取り組みを実践できるような情報発信や機会の充実が重要です。

b.省エネ行動の実践状況

家庭での省エネをある程度意識して行動している人（「常に意識している」と「なるべく意識している」の合計）が約8割となっており、省エネの意識が浸透していることが伺えます。

日頃から省エネを実行しているが、まだ不十分だと思っている人や、省エネの重要性はわかるが、長続きしない人が、無理なく省エネに取り組み、継続していけるような情報発信や行動変容が重要です。【問9,10】

家庭での省エネルギー設備の導入状況を見ると、LEDや高効率給湯機の導入が進んでいるということが伺えます。電気自動車や燃料電池自動車、家庭用燃料電池のように、「未導入だが今後導入したい」と考えている人が一定みられる項目について、情報提供等により導入を促進していくことが重要です。【問11-1】

家庭での省エネルギー行動の実施状況をみると、マイバッグ、冷蔵庫の設定温度、アイドリングストップを除く自動車の運転を実施している人が多くなっています。また、「時々実施している」では、エレベーターやエスカレーター等を使わず階段を使う、夏場のエアコンの室温を28℃以上に行っているなどが、「未実施だが今後実施したい」では、エアコンのフィルターの清掃が多くなっています。【問11-2】

既にできている行動は継続し、時々実施している行動や今後実施したい行動を実施できる人が増えるよう、行動変容を促進することが重要です。

c.再生可能エネルギーについて

ほとんどの家庭が再生可能エネルギー設備を保有しておらず、家庭での導入が進んでいないということが伺えます。

再生可能エネルギーの導入について、「電気料金が変わらないのなら、再エネ由来の電力を利用したい」と考える人が多くなっています。

条件つきではあるものの再生可能エネルギー由来の電力にニーズがあることが伺えるため、再生可能エネルギーの導入の可能性を検討するとともに、啓発等により広く再生可能エネル

ギーの必要性を浸透させることが重要です。【問 12,15】

d.電気自動車（EV）・燃料電池自動車（FCV）について

電気自動車や燃料電池自動車はほとんどの家庭で導入されていないことが伺えます。

購入を検討する場合の不安な要素については、費用をあげる人が多く、充電器等の整備状況等もあがっています。【問 21,23】

脱炭素の実現に向けて、電気自動車等の普及が欠かせないため、導入しやすい環境づくりを検討することから始めていく必要があります。

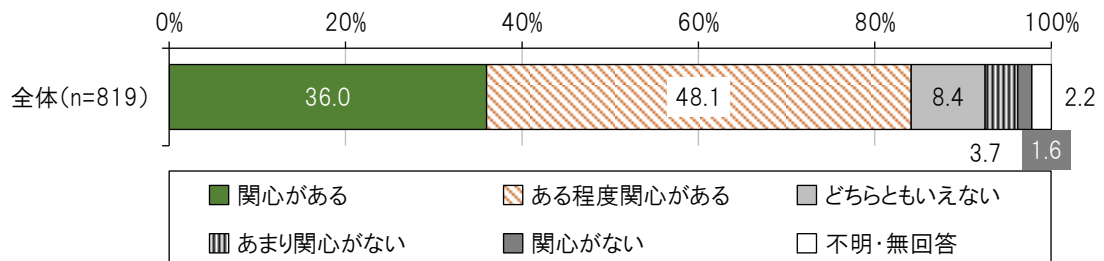
e.温暖化対策に向けた取り組みについて

家庭から出る温室効果ガスを削減する上で、ごみの減量は重要な取り組みです。家庭でごみ減量に取り組んでいることについて見ると、レジ袋をもらわない、資源の分別、雑紙の分別に取り組む人が多くなっています。一方で、本市が進めている生ごみのたい肥化循環システムについては、さらなる普及が必要です。【問 4】

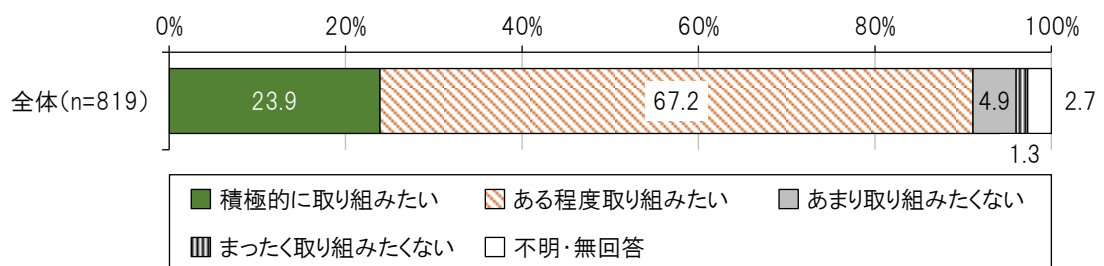
地球温暖化の影響に対し、市全体で取り組むべき事項についてみると、リサイクル、再生可能エネルギー、森林の維持管理が多くなっています。【問 5】

(3) 市民アンケート調査結果

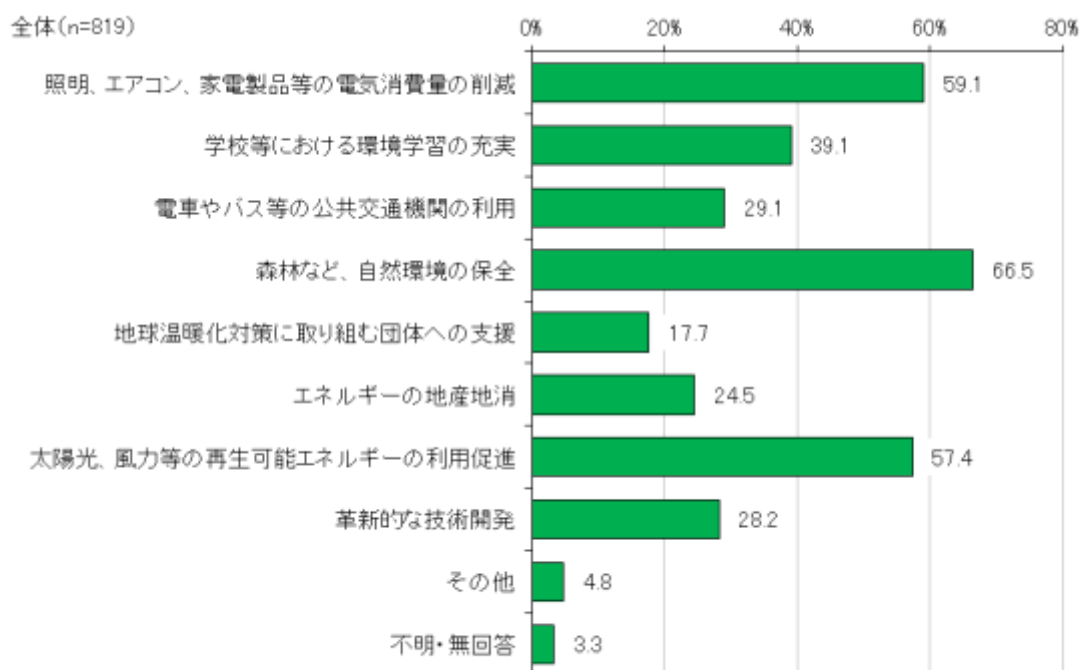
問1 あなたは、地球温暖化対策等の環境問題に関心がありますか。（あてはまる番号1つに○）



問2 あなたは「脱炭素社会」の実現に向け、一人ひとりが二酸化炭素等の排出量を減らす取り組みについて、どのようにお考えですか。（あてはまる番号1つに○）

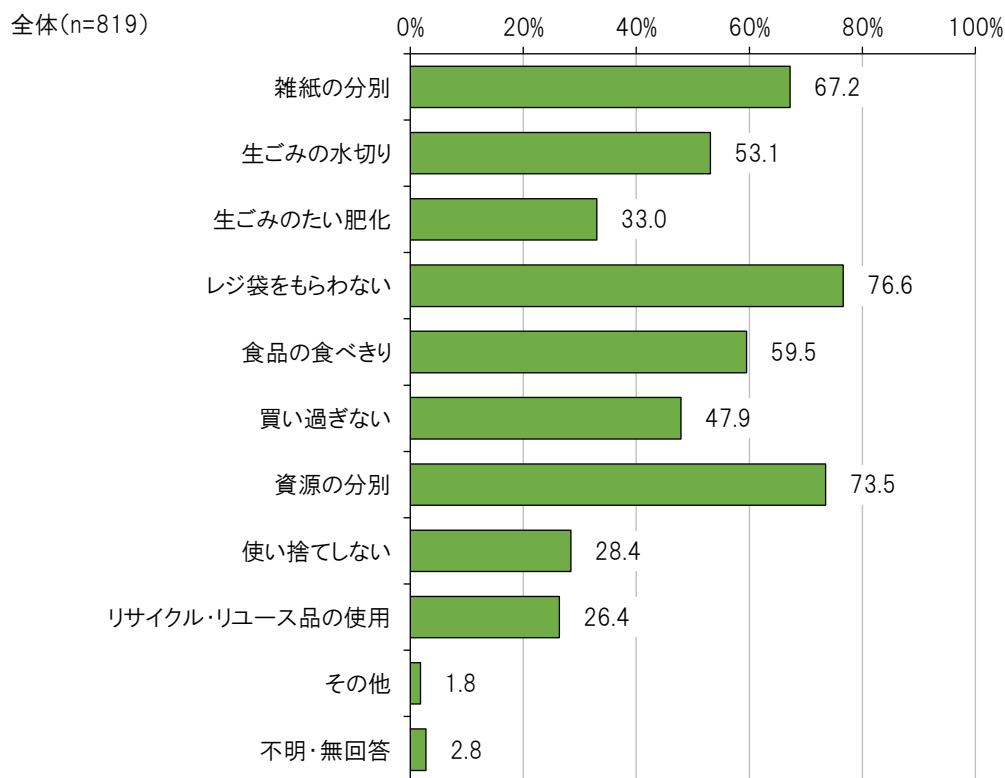


問3 「脱炭素社会」を実現するために重要な取り組みは何だと思いますか。（あてはまる番号すべてに○）

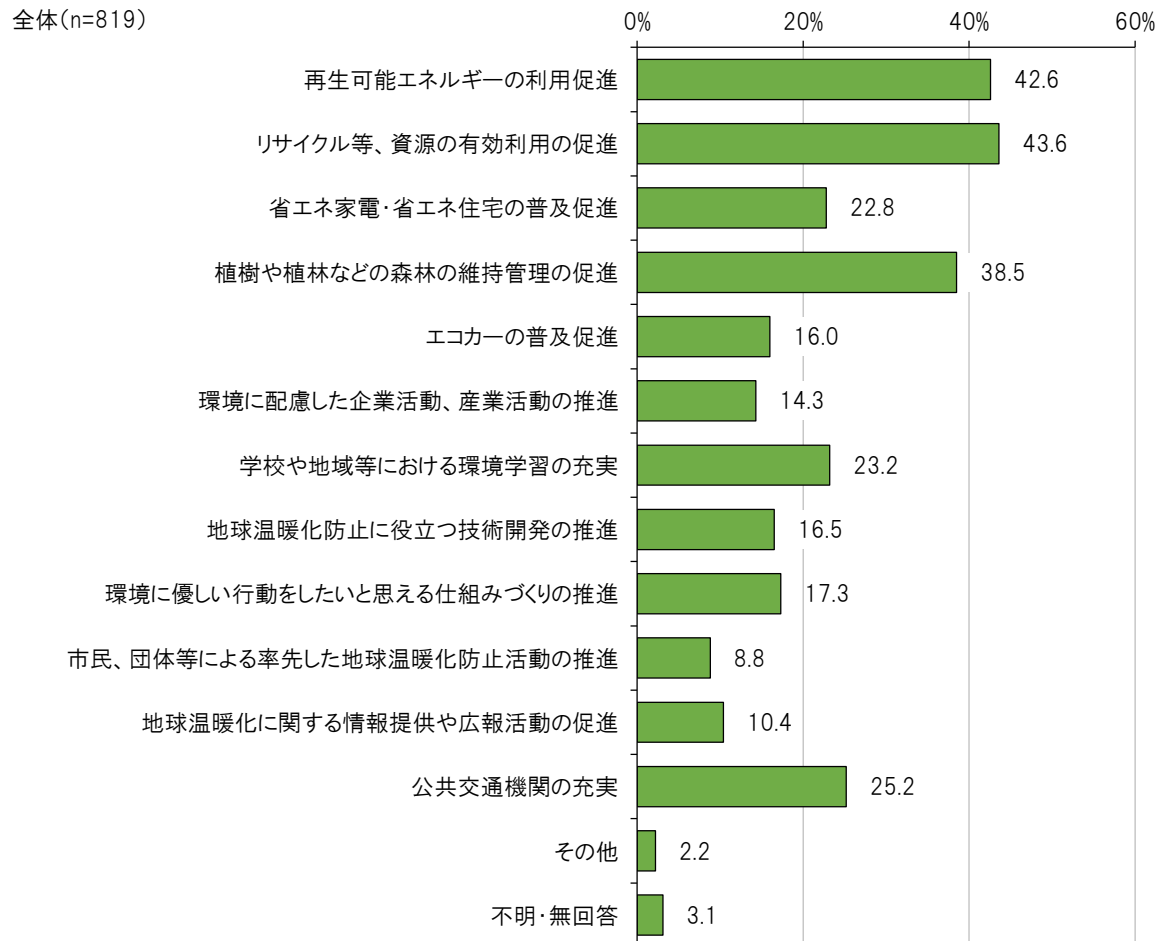


問4 あなたは、家庭でゴミ減量に取り組んでいることがありますか。

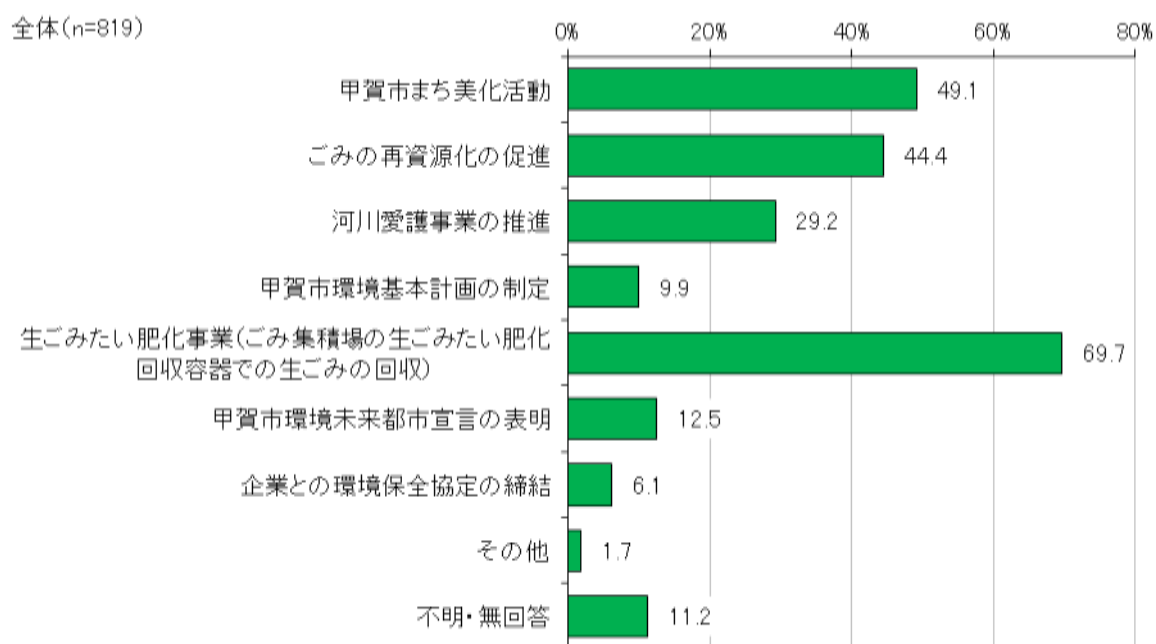
（あてはまる番号すべてに○）



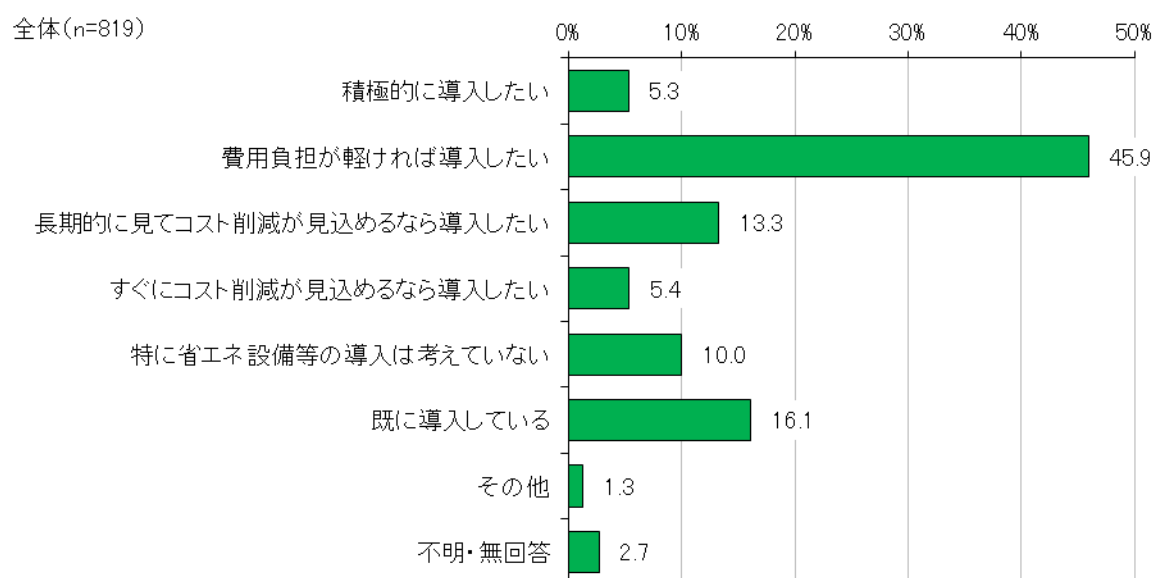
問5 地球温暖化の影響を「緩和（温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制すること）」するため、甲賀市全体として取り組むべき事項について、あなたが特に必要だと考える事項は何ですか。（あてはまる番号3つまでに○）



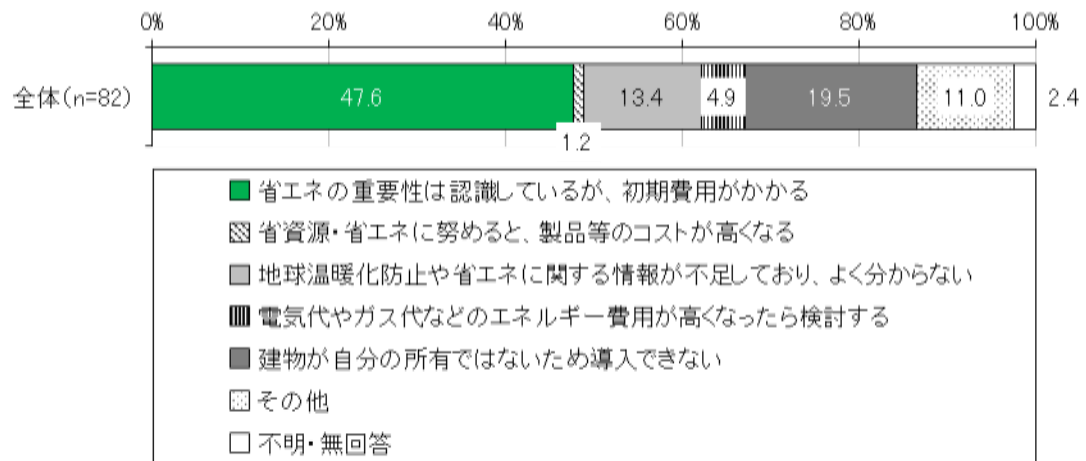
問6 甲賀市で実施している環境保全の取り組みについて、知っているものをお答えください。（あてはまる番号すべてに○）



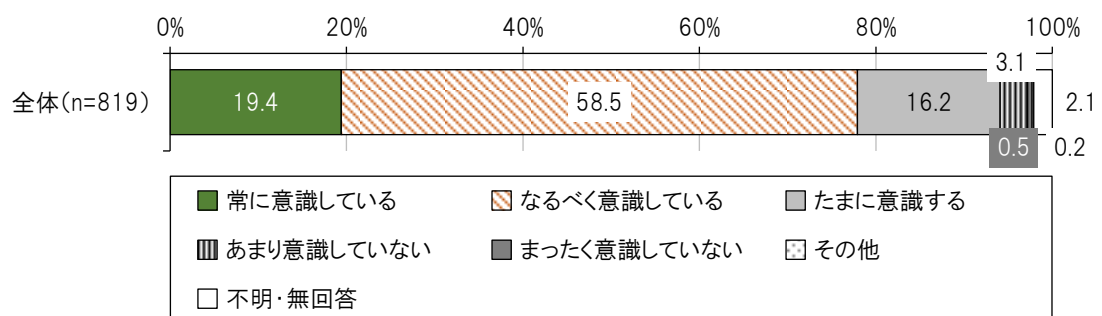
問7 あなたは自宅における「建物の断熱化」や「高効率機器の導入」などの省エネ設備等の導入について、どのようにお考えですか。（あてはまる番号1つに○）



問8 問7で「5. 特に省エネ設備等の導入は考えていない」と回答した方にお尋ねします。省エネ設備等の導入をするにあたり、障害になると思われることは何ですか。（あてはまる番号1つに○）

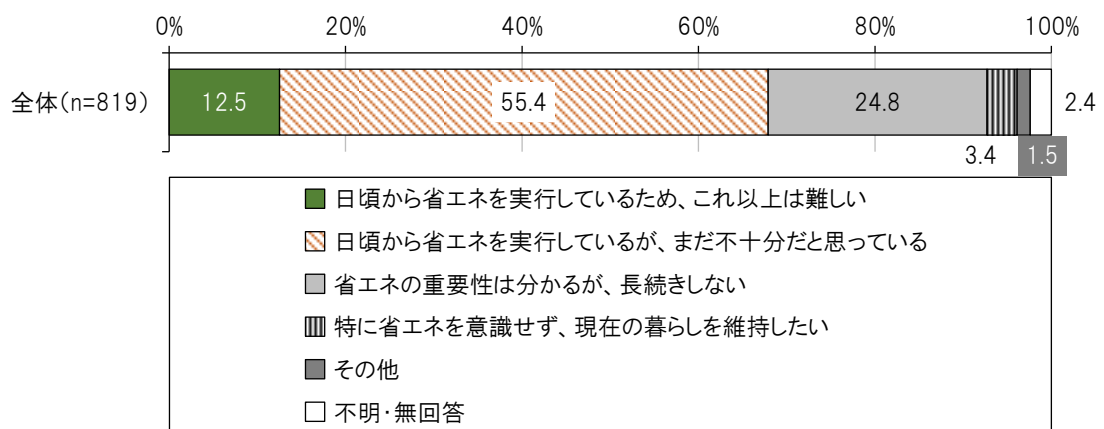


問9 日頃から、家庭での省エネを意識して行動していますか。（あてはまる番号1つに○）

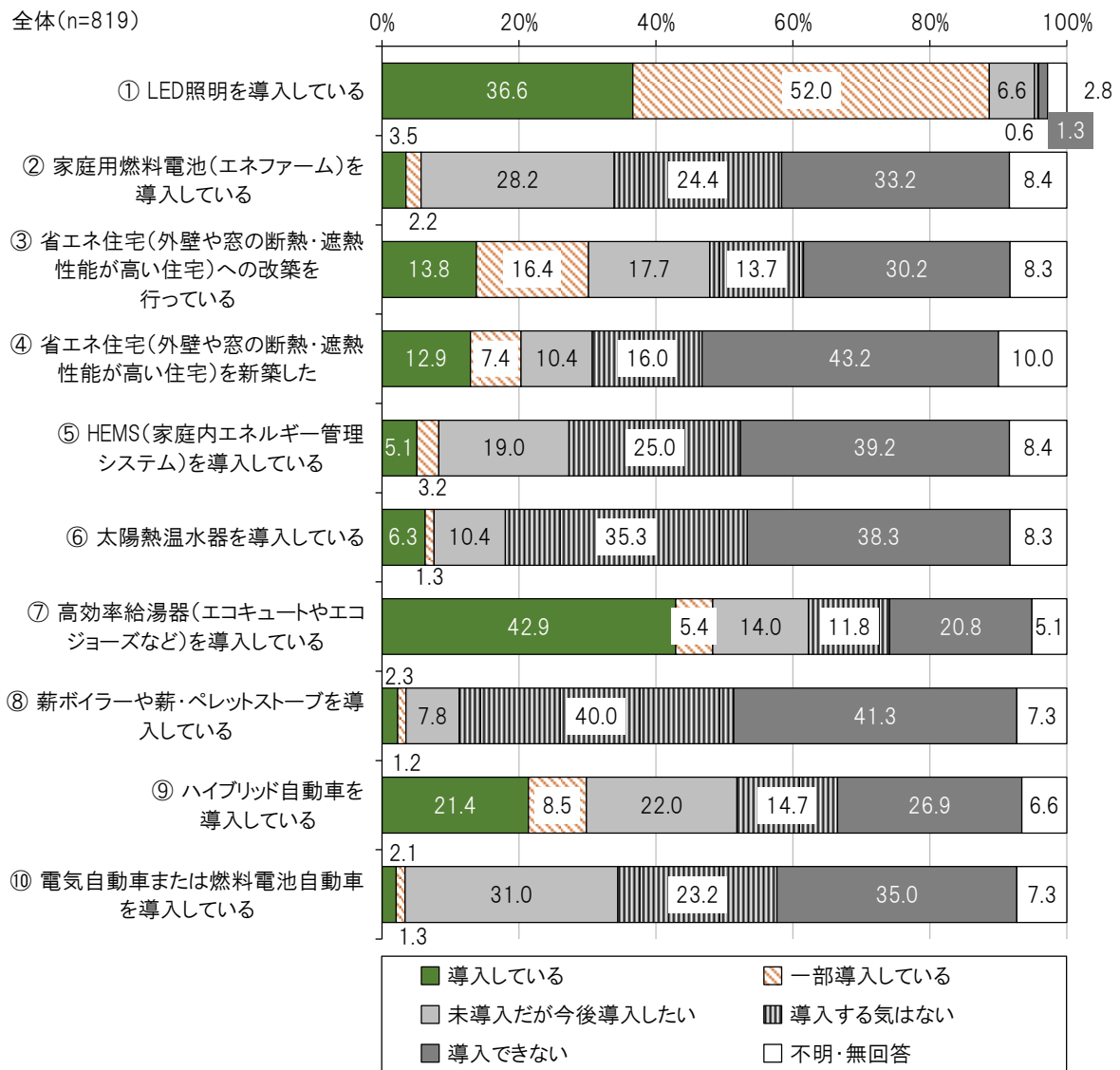


問 10 今後、省エネを意識して生活することについて、どのように思いますか。

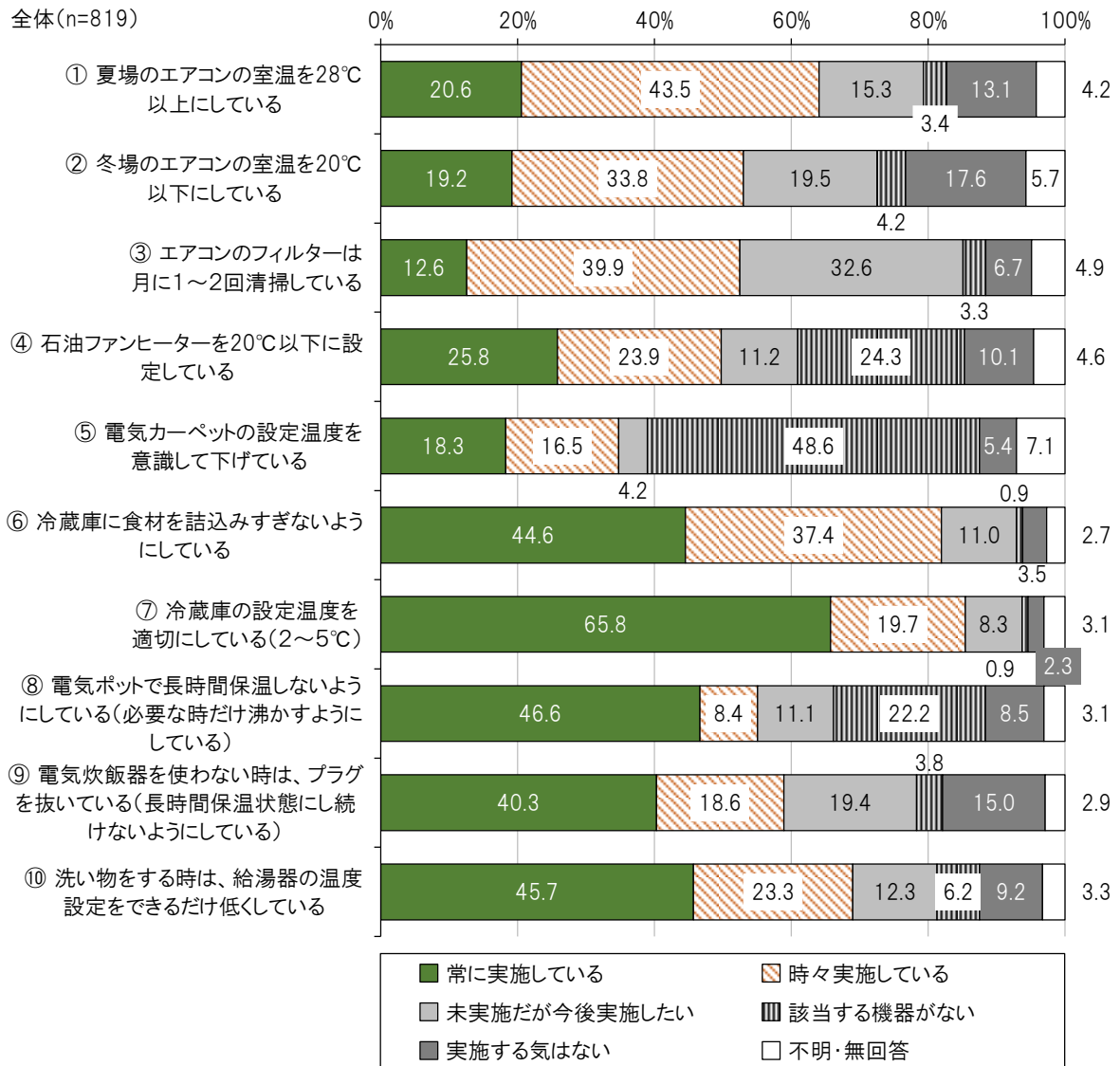
(あてはまる番号 1 つに○)

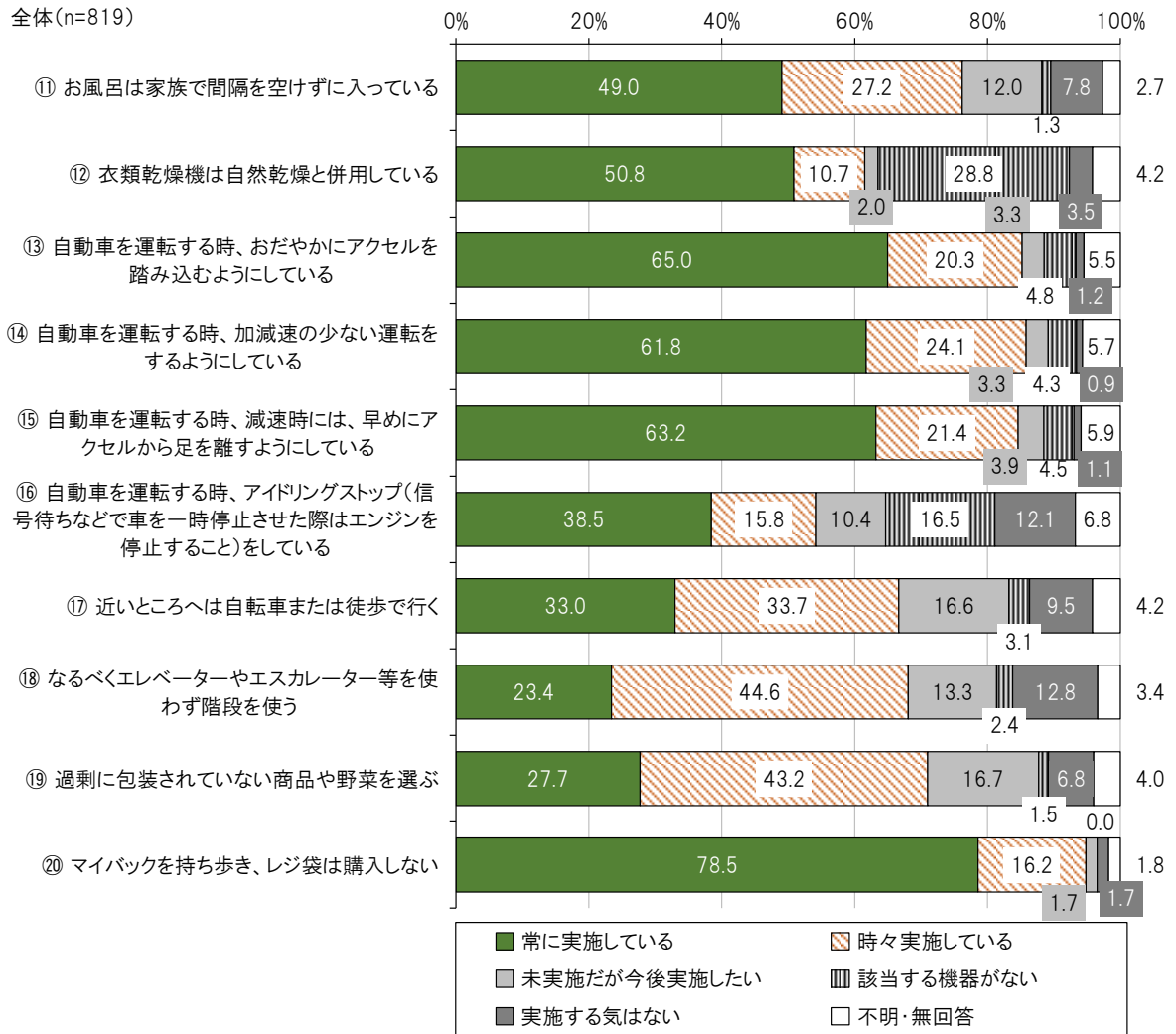


問 11-1 省エネルギー設備導入状況（あてはまる番号1つに○）



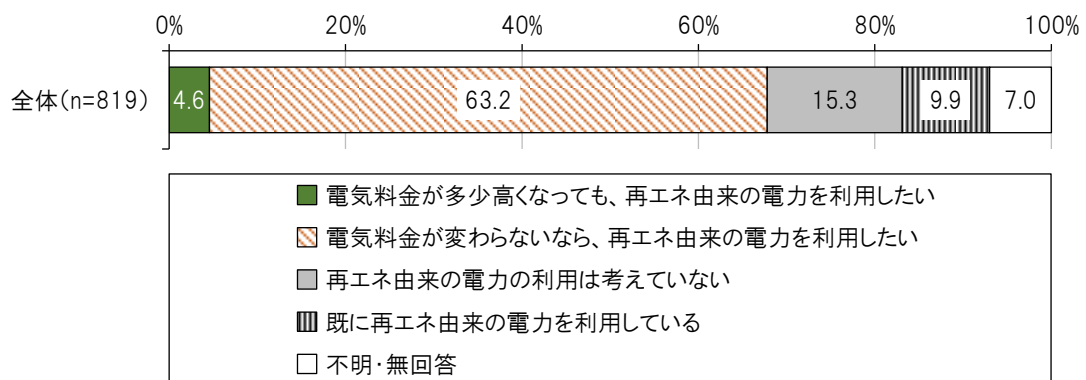
問 11-2 省エネルギー行動の実施状況（あてはまる番号1つに○）





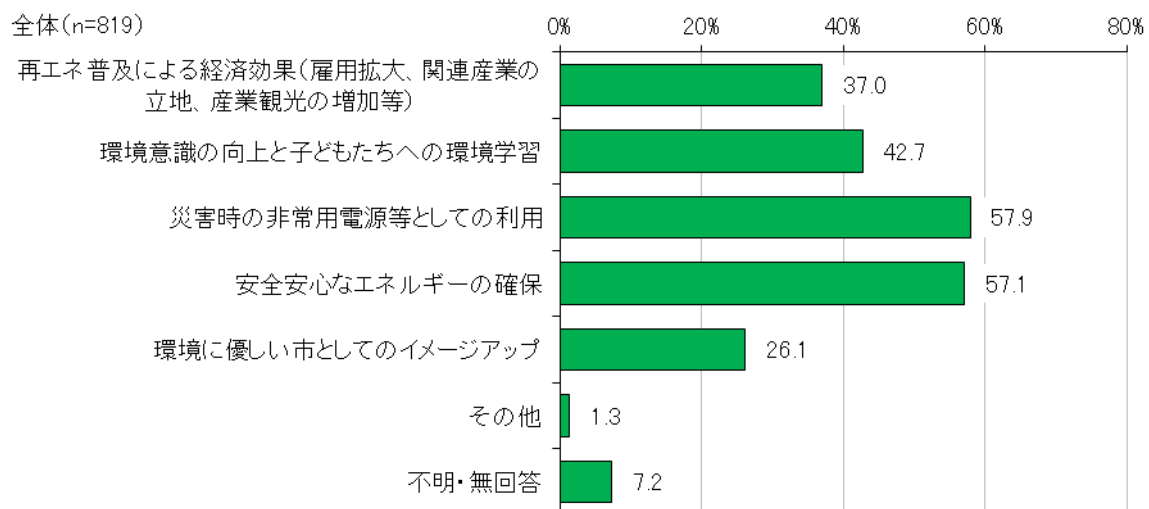
問 12 あなたの家庭では、再エネ由来の電力を利用したいと思いますか。

(あてはまる番号1つに○)

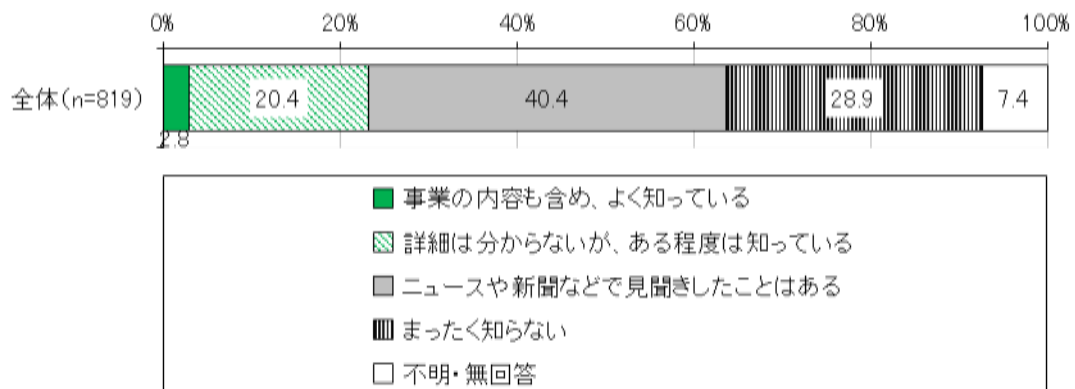


問 13 甲賀市に再エネが普及することによって、地域にどのような効果を期待しますか。(あ

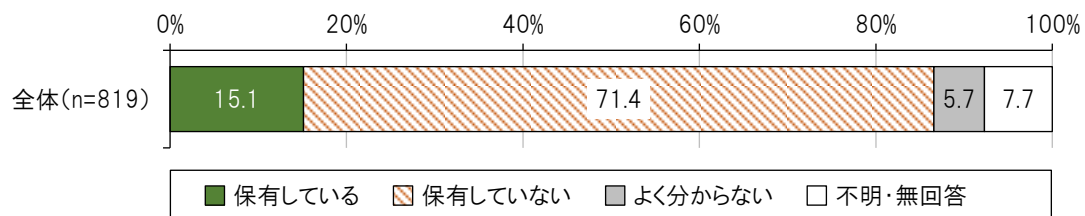
てはまる番号すべてに○)



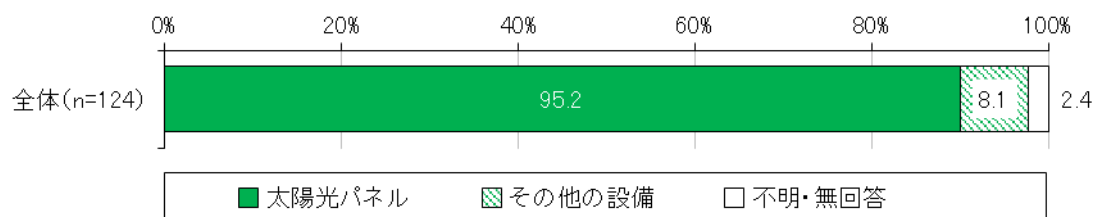
問 14 全国で展開されている地域新電力事業を知っていますか。(あてはまる番号1つに○)



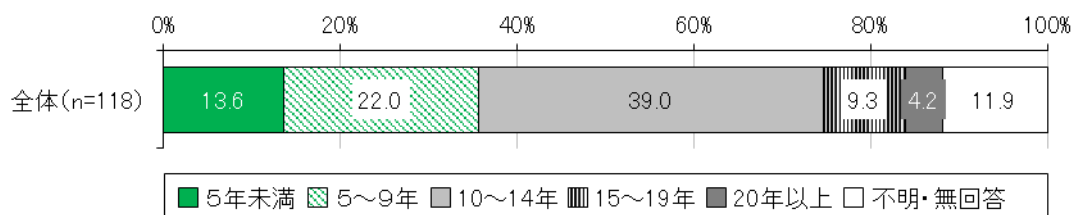
問 15 あなたの家庭では、再エネ設備を保有していますか。(あてはまる番号1つに○)



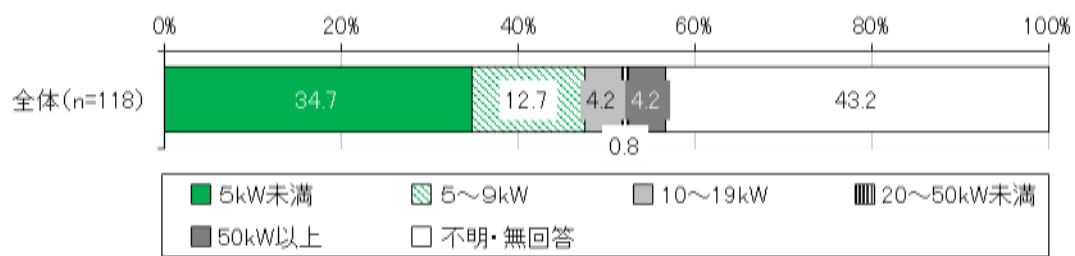
問 16-1 問 15 で「1. 保有している」と回答した方にお尋ねします。あなたが保有している再エネ設備は何ですか。(あてはまる番号1つに○)



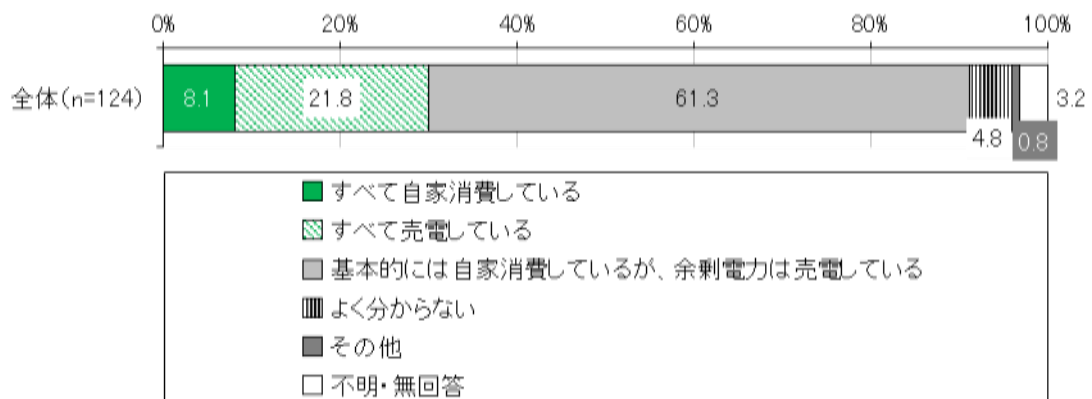
問 16-2 太陽光パネル保有年数



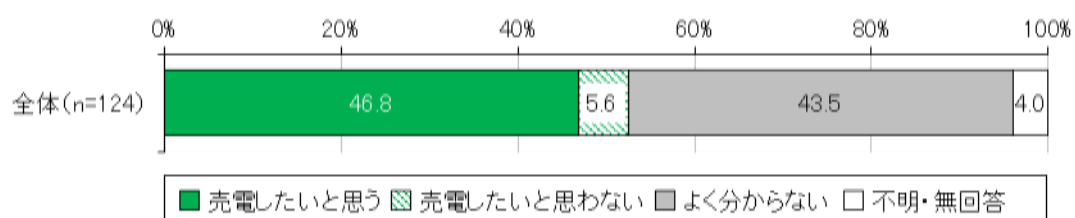
問 17 問 15 で「1. 保有している」と回答した方にお尋ねします。あなたが保有する再エネ設備の種別と発電出力を教えてください。



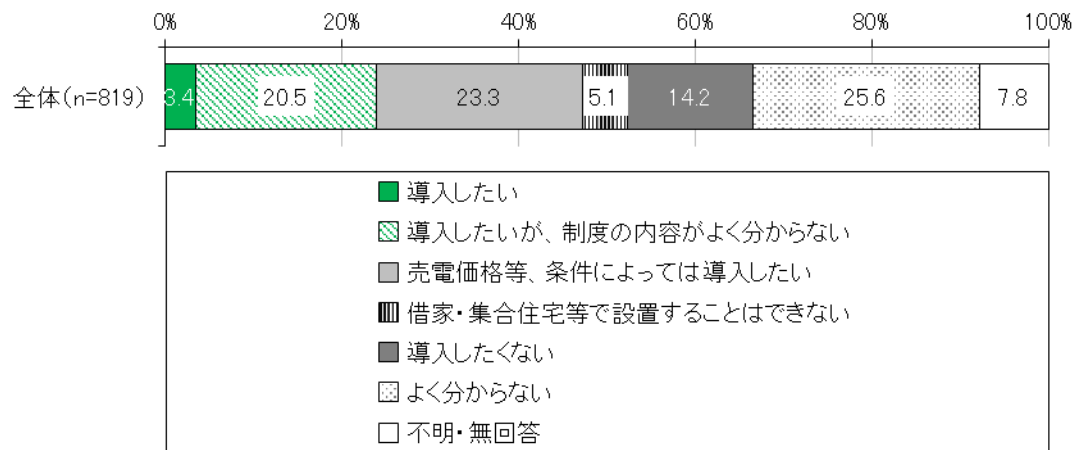
問 18 問 15 で「1. 保有している」と回答した方にお尋ねします。再エネ設備で発電した電力はどのように活用していますか。（あてはまる番号1つに○）



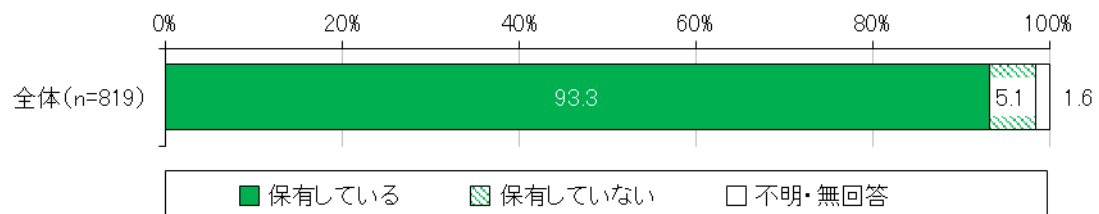
問 19 問 15 で「1. 保有している」と回答した方にお尋ねします。あなたが保有する再エネ設備で発電した電力を、甲賀市に新電力会社が設置された場合に売電したいと思いますか。（あてはまる番号1つに○）



問 20 近年、地球温暖化対策や非常時対応を目的として、太陽光発電や蓄電池の設置が進んでいますが、初期費用が課題となっています。太陽光発電等を初期費用無償設置できるメニュー（PPA モデル）について、どのようにお考えですか。（あてはまる番号1つに○）

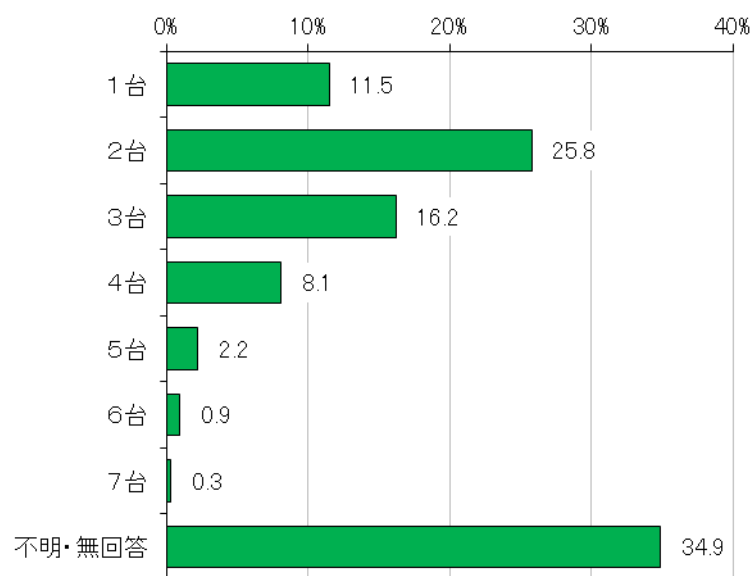


問 21-1 あなたのご家庭では、自動車を保有していますか。（あてはまる番号1つに○）

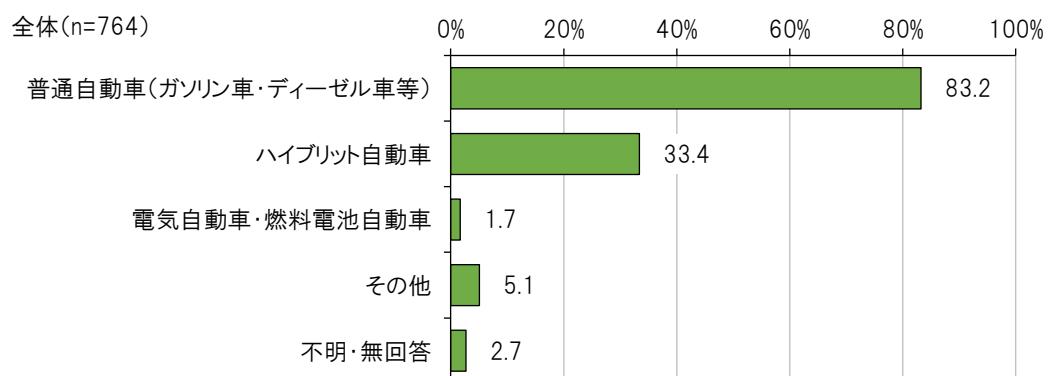


問 21-2 問 21-1 で「1. 保有している」と回答した方にお尋ねします。あなた又はあなたのご家族は、何台車を所有していますか。

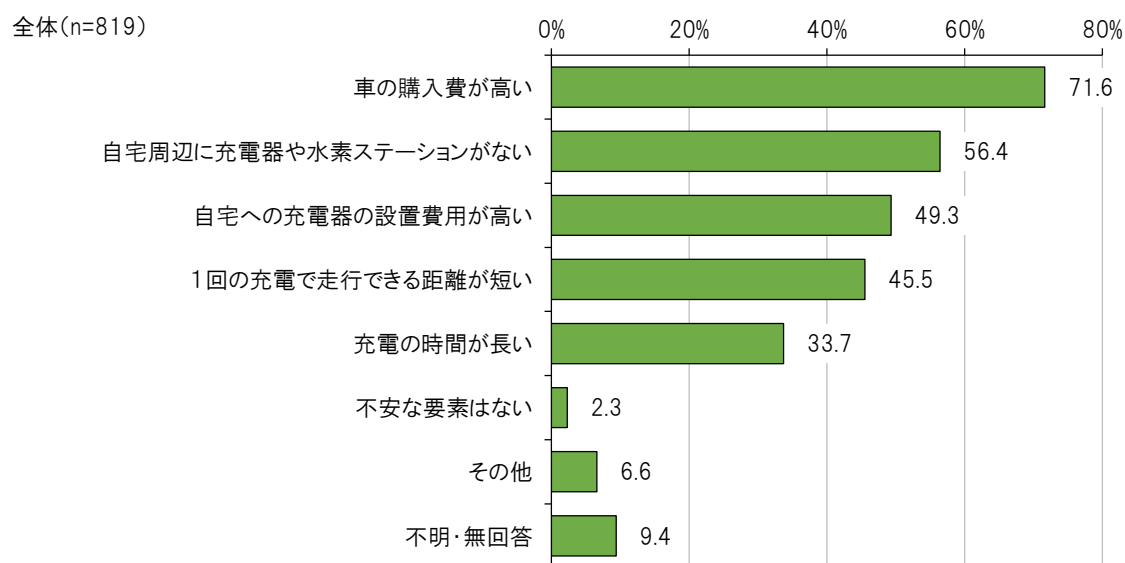
全体(n=764)



問 22 問 21-1 で「1. 保有している」と回答した方にお尋ねします。あなた又はあなたのご家族は、ご自宅でのどのような車を所有していますか。（あてはまる番号すべてに○）

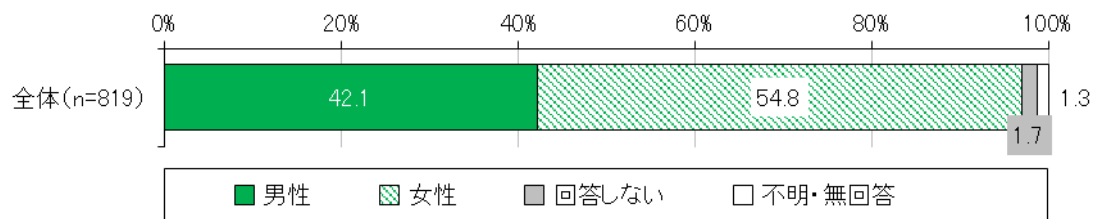


問 23 電気自動車や燃料電池自動車の購入を検討する場合、不安な要素はありますか。（あてはまる番号すべてに○）



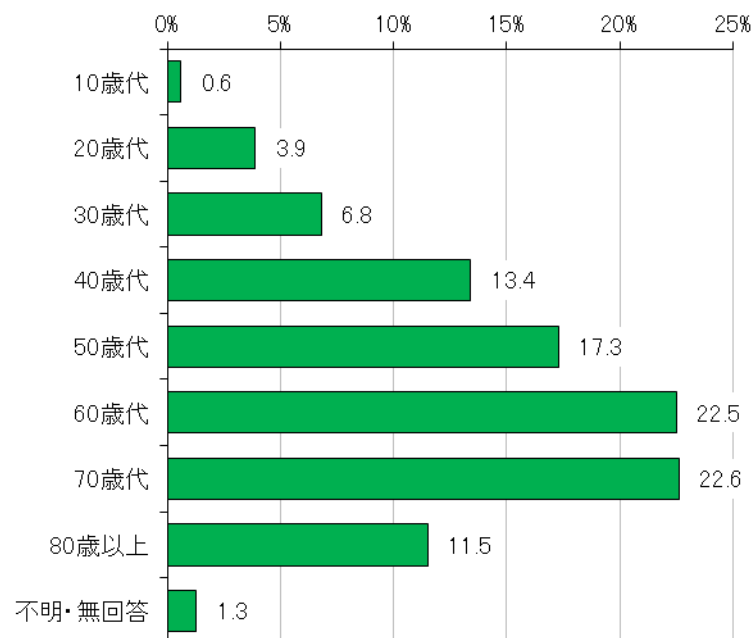
回答者属性

(1) 性別



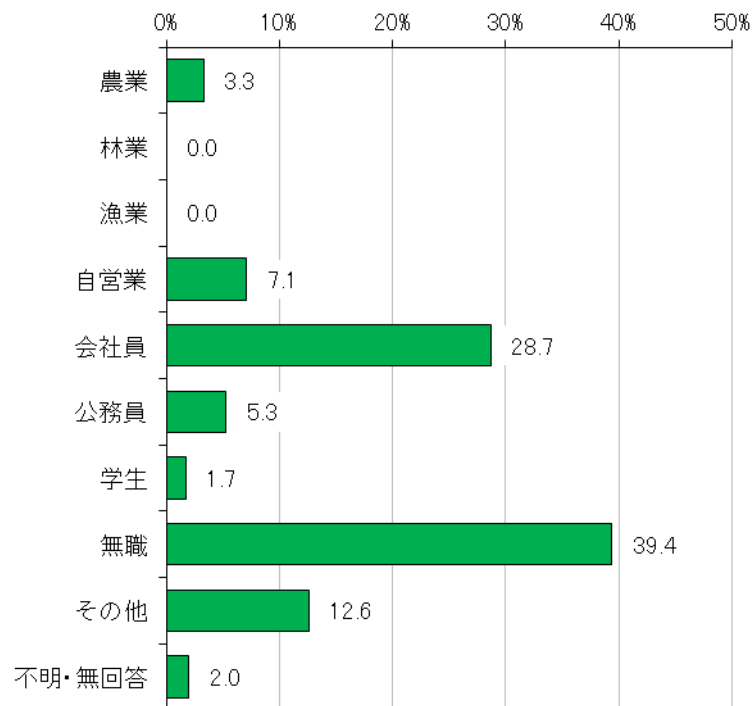
(2) 年代

全体(n=819)

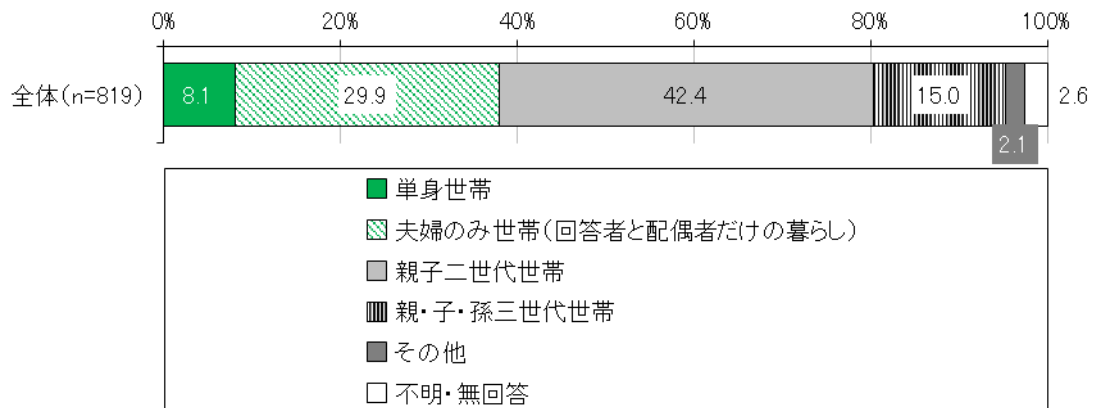


(3) 職業

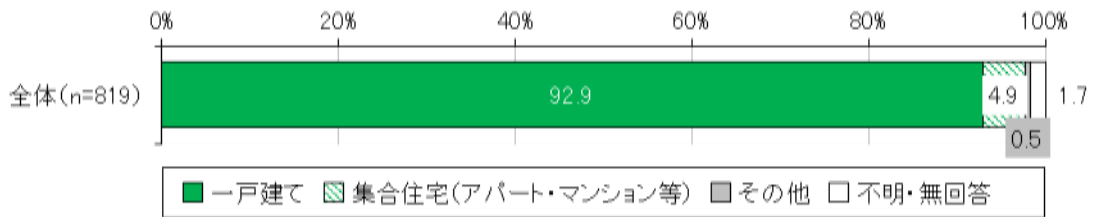
全体(n=819)



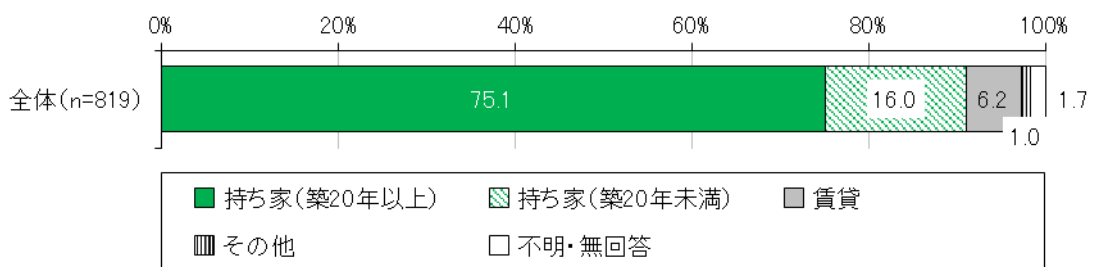
(4) 世帯



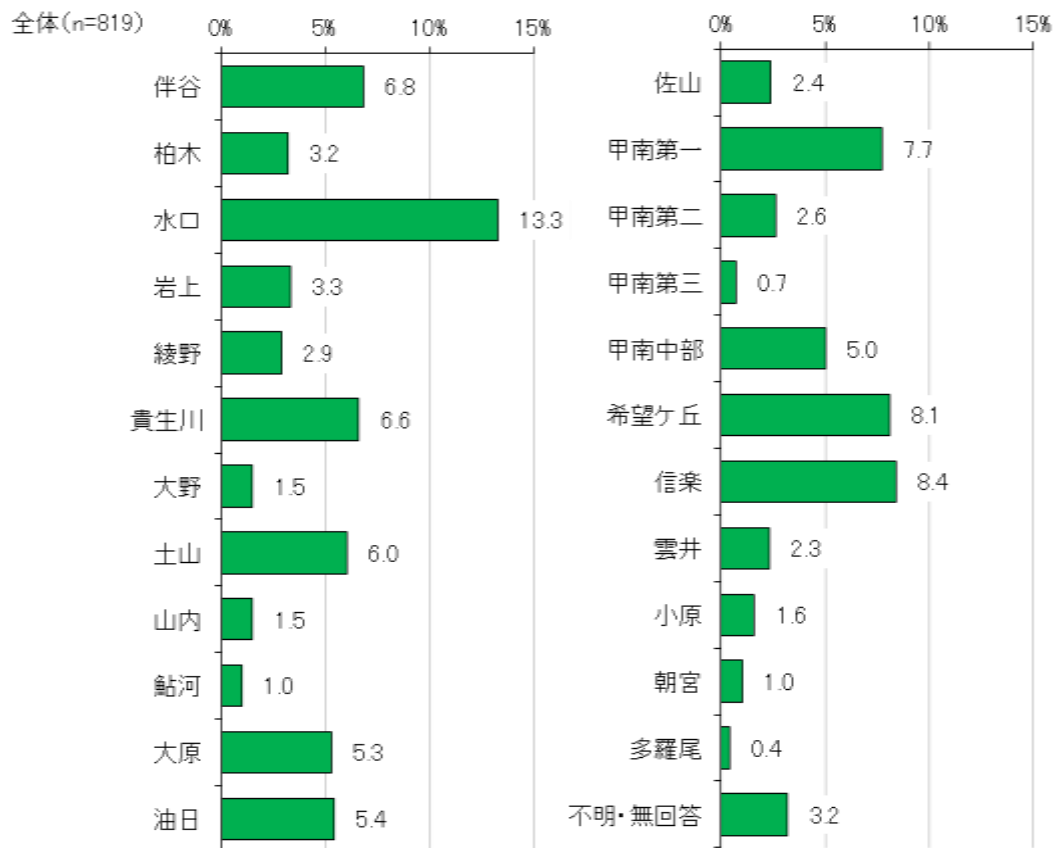
(5) 住居の形態



(6) 居住形態



(7) 居住地区



(4) 市民アンケート調査票

甲賀市の温暖化対策に関するアンケート調査

甲賀市では、令和4年9月30日に、市長・議長と共に「甲賀市環境未来都市宣言」を行い、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルとともに、環境と経済・社会活動を調和した持続可能な社会の実現を目指しています。

このアンケート調査は、カーボンニュートラルの実現に向け、環境や温暖化対策に関するご意見をお伺いし、状況を把握するための資料にしたいと考えております。(令和4年10月18日時点で甲賀市にお住まいの18歳以上の18歳の方からランダムに2,000人を抽出しています。)

調査結果は集計者で、お答えはすべて統計的に処理するため、個人情報が漏れるなどのご迷惑をおかけすることは一切ございません。設問によっては、難しい・答えにくいと感じられる場合は、分かる範囲でご回答いただくと幸いです。

ご多忙のところ大変恐縮ですが、趣意をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和4年11月 甲賀市

ご記入にあたってのお願い

○お答えは、**あてはまる回答の番号に○**をしてください。また、記入欄については、具体的にその内容をご記入ください。

○ご記入いただいた調査票は、**11月30日(水)**までに、封筒の封筒に入れて(切手を貼らずに)投函してください。ご協力の程よろしくお願いたします。

○回答時間の目安: **約15～20分**

○本調査は、パソコンやスマートフォンでの回答も可能です。右記の二次元コードもしくは下記URLからアンケートのページにアクセスしていただき、ご回答ください。
URL: <https://survey.jp/kyokai-gw>
※Web上で回答いただいた場合は、紙の調査票への記入及び返送は必要ありません。



※QRコード読み取り 二次元コード

甲賀市 市民環境部 生活環境課

〒526-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6553番地

TEL: 0748-69-2144 FAX: 0748-63-4582

1. 地球温暖化対策について

問1 あなたは、地球温暖化対策等の環境問題に関心がありますか。(あてはまる番号1-2に○)

- 1. 関心がある
- 2. ある程度関心がある
- 3. どちらともいえない
- 4. あまり関心がない
- 5. 関心がない

問2 あなたは「脱炭素社会」の実現に向け、一人ひとりが二酸化炭素等の排出量を減らす取り組みについて、どのようにお考えですか。(あてはまる番号1-2に○)

- 1. 積極的に取り組みたい
- 2. ある程度取り組みたい
- 3. あまり取り組みたくない
- 4. まったく取り組みたくない

※脱炭素社会とは、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの実質的な排出量をゼロにする社会

問3 「脱炭素社会」を実現するために重要な取り組みは何だと思いますか。(あてはまる番号すべてに○)

- 1. 照明、エアコン、家電製品等の電気消費量の削減
- 2. 学校等における環境学習の充実
- 3. 電車やバス等の公共交通機関の利用
- 4. 森林など、自然環境の保全
- 5. 地球温暖化対策に取り組む団体への支援
- 6. エネルギーの効率化
- 7. 太陽光、風力等の再生可能エネルギーの活用促進
- 8. 革新的な技術開発
- 9. その他(具体的に:)

問4 あなたは、家庭でごみ減量に取り組んでいることがありますか。(あてはまる番号すべてに○)

- 1. 紙類の分別
- 2. 生ごみの水切り
- 3. 生ごみのたい肥化
- 4. レジ袋をもらわない
- 5. 食品の食べきり
- 6. 買い過ぎない
- 7. 資源の分別
- 8. 使い捨てしない
- 9. リサイクル・リユース品の活用
- 10. その他(具体的に:)

問5 地球温暖化の影響を「緩和(温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制すること)」するため、甲賀市全体として取り組むべき事項について、あなたが特に必要だと考える事項は何ですか。(あてはまる番号3つまでに○)

- 1. 再生可能エネルギーの活用促進
- 2. リサイクル等、資源の有効利用の促進
- 3. 省エネ家電・省エネ住宅の普及促進
- 4. 緑地や森林などの森林の維持管理の促進
- 5. エコカーの普及促進
- 6. 環境に配慮した企業活動、産業活動の推進
- 7. 学校や職場等における環境学習の充実
- 8. 地球温暖化防止に役立つ技術開発の推進
- 9. 環境に優しい行動を促したいと思える仕組みづくりの推進
- 10. 市民、団体等による実施した地球温暖化防止活動の推進
- 11. 地球温暖化に関する情報提供や啓発活動の促進
- 12. 公共交通機関の充実
- 13. その他(具体的に:)

問6 甲賀市で実施している環境保全の取り組みについて、知っているものをお答えください。(あてはまる番号すべてに○)

- 1. 甲賀市まち美化活動
- 2. ごみの資源回収の促進
- 3. 河川環境事業の推進
- 4. 甲賀市環境基本計画の策定
- 5. 生ごみたい肥化事業(ごみ集積場の生ごみたい肥化回収容器での生ごみの回収)
- 6. 甲賀市環境未来都市宣言の表明
- 7. 企業との環境安全協定の締結
- 8. その他(具体的に:)

2. 省エネルギー(省エネ)対策について

問7 あなたは自宅における「建物の断熱化」や「高効率機器」の導入などの省エネ設備等の導入について、どのようにお考えですか。(あてはまる番号1-2に○)

- 1. 積極的に導入したい
- 2. 費用負担が軽ければ導入したい
- 3. 長期的に見てコスト削減が見込めるなら導入したい
- 4. すぐにコスト削減が見込めるなら導入したい
- 5. 特に省エネ設備等の導入は考えていない → 理由へ
- 6. 既に導入している
- 7. その他(具体的に:)

※断熱化とは、熱を逃がりにくくして夏と冬それぞれの室温を安定させること

※高効率機器とは、省エネ効果が高いLED照明、エアコン、エコジョーズ、3in1タイプの洗濯機、省エネ冷蔵庫、省エネキッチン乾燥機、省エネ冷蔵庫など

※「5」以外の回答をした方は、理由をお答えください。

問8 問7で「5. 特に省エネ設備」等の導入は考えていない」と回答した方にお尋ねします。省エネ設備等の導入をするにあたり、障害になると思われることは何ですか。(あてはまる番号1-2に○)

- 1. 省エネの重要性は認識しているが、初期費用がかかる
- 2. 省エネ・省エネに努めると、製品等のコストが高くなる
- 3. 地球温暖化防止や省エネに関する情報が不足しており、よく分からない
- 4. 電気代やガス代などのエネルギー費用が高くなったら嫌です
- 5. 建物が自分の所有ではないため導入できない
- 6. その他(具体的に:)

※省エネ設備とは、照明、給湯、暖房、空調、洗濯機などで、エネルギーを効率よく使うような製品を指します

問9 日頃から、家庭で省エネを意識して行動していますか。(あてはまる番号1-2に○)

- 1. 常に意識している
- 2. なるべく意識している
- 3. たまに意識する
- 4. あまり意識していない
- 5. まったく意識していない
- 6. その他(具体的に:)

問10 今後、省エネを意識して生活することについて、どのように思いますか。(あてはまる番号1-2に○)

- 1. 日頃から省エネを実行しているため、これ以上は難しい
- 2. 日頃から省エネを実行しているが、まだ不十分だと感じている
- 3. 省エネの重要性は分かるが、継続しない
- 4. 特に省エネを意識せず、現在の暮らしを維持したい
- 5. その他(具体的に:)

問11 省エネ行動や設備導入の状況についてお尋ねします。
あなたとあなたの家庭での環境に優しい取り組みの実施状況として、「I」 省エネ設備導入」「II」 省エネ行動)について、それぞれあてはまる欄に○をつけてください。

I 省エネ設備導入 (①から⑭の各項目ごと、あてはまる番号1つに○)

項目	導入している	一部導入している	今後導入したいが、まだ導入していない	導入する気はない	導入できない
① LED照明を導入している	1	2	3	4	5
② 家庭用燃料電池(エネファーム [®])を導入している	1	2	3	4	5
③ 省エネ住宅(外壁や窓の断熱・遮熱性能が高い住宅)への改修を行っている	1	2	3	4	5
④ 省エネ住宅(外壁や窓の断熱・遮熱性能が高い住宅)を新築した	1	2	3	4	5
⑤ HEMS(家庭内エネルギー管理システム)を導入している	1	2	3	4	5
⑥ 太陽熱温水器 ^① を導入している	1	2	3	4	5
⑦ 高効率冷蔵庫(エコキュートやエコジョーズなど)を導入している	1	2	3	4	5
⑧ 鉄ボイラーや給・ペレットストーブを導入している	1	2	3	4	5
⑨ ハイブリッド自動車 ^② を導入している	1	2	3	4	5
⑩ 電気自動車または燃料電池自動車 ^③ を導入している	1	2	3	4	5

^①エネファームとは
ガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させることによって発電を行うシステムで、家庭用エネルギーも一つの消費手段のほかに、一部を利用して新しいエネルギーを生み出している。環境に優しいシステムのこと

^②HEMSとは
家庭内で使用している電気機器の消費電力や発電状況をモニター画面などで見るとし、電気の使用状況を把握することで、消費電力がエネルギーを管理するシステムのこと

^③太陽熱温水器とは
太陽光の熱エネルギーを利用して、タンクに貯めた水を加熱しお湯を供給すること

^④ハイブリッド自動車とは
エンジンとモーターの2つの動力源をもち、それぞれの特徴を活かして駆動することにより、省エネと性能を両立する自動車のこと

II 省エネ行動 (①から⑭の各項目ごと、あてはまる番号1つに○)

項目	常に実施している	時々実施している	今後実施したい	実施するつもりはない	実施できない
① 夏場のエアコンの室温を26℃以上になっている	1	2	3	4	5
② 冬場のエアコンの室温を20℃以下になっている	1	2	3	4	5
③ エアコンのフィルターは月に1～2回清掃している	1	2	3	4	5
④ 石炭ファンヒーターを20℃以下に設定している	1	2	3	4	5
⑤ 電気カーペットの設定温度を調整して下げている	1	2	3	4	5
⑥ 冷蔵庫に食材を詰めすぎないようにしている	1	2	3	4	5
⑦ 冷蔵庫の設定温度を適切にしている(2～5℃)	1	2	3	4	5
⑧ 電気ポットで長時間保温しないようにしている 【必要が過ぎれば湯かきようしている】	1	2	3	4	5
⑨ 電気炊飯器を使わない時は、プラグを抜いている 【長時間保温状態にしてはいけない】	1	2	3	4	5
⑩ 衣類を干す時は、乾燥機の温度設定をできるだけ低くしている	1	2	3	4	5
⑪ お風呂は家族で断熱を断行せずに入っている	1	2	3	4	5
⑫ 衣類乾燥機は自然乾燥と併用している	1	2	3	4	5
⑬ 自動車を運転する時、おだやかにアクセルを踏み込むようにしている	1	2	3	4	5
⑭ 自動車を運転する時、加減速の少ない運転をするようにしている	1	2	3	4	5
⑮ 自動車を運転する時、減速時には、早めにアクセルから足を離すようにしている	1	2	3	4	5
⑯ 自動車を運転する時、アイドリングストップ(留守時などで車を一時停止させた時はエンジンを停止させること)をしている	1	2	3	4	5
⑰ 近いところは自転車または徒歩で行く	1	2	3	4	5
⑱ なるべくエレベーターやエスカレーター等を使わず階段を使う	1	2	3	4	5
⑲ 通商に包装されていない商品や野菜を選ぶ	1	2	3	4	5
⑳ マイバックを持ち歩き、レジ袋は購入しない	1	2	3	4	5

3. 再生可能エネルギー(再エネ)の導入などについて

再生可能エネルギーとは
「再生可能エネルギー」とは太陽光・風力・中小水力・バイオマス・地熱といった、自然由来で二酸化炭素(CO2)を排出せずに活用できるエネルギーで、今後の脱炭素社会・カーボンニュートラルの実現に向けて、導入促進が不可欠とされています。

太陽光発電

日光がよみ当たる場所などにソーラーパネルを置き、太陽光の力で発電します。



水力発電

水の流れ落ちる勢いによって水車を回す発電方式です。出力によって、「中小水力発電」、「小水力発電」などに分けられます。



風力発電

風が風車を回す力で発電します。海の上で行う海上風力発電もあります。



バイオマス発電

木くずなどの生物の資源(バイオマス)を使って発電します。



問12 あなたの家庭では、再生エネルギーの電力を利用したいと思いませんか。
【あてはまる番号1つに○】

1. 電気料金が多少高くなっても、再生エネルギーの電力を利用したい
2. 電気料金が変わらないなら、再生エネルギーの電力を利用したい
3. 再生エネルギーの電力の利用は考えていない
4. 既に再生エネルギーの電力を利用している

問13 甲賀市に再生エネルギーが普及することによって、地域にどのような効果を感じますか。
【あてはまる番号すべてに○】

1. 再生エネルギーによる経済効果(雇用拡大、関連産業の活性化、産業観光の増加等)
2. 環境意識の向上と子どもたちへの環境学習
3. 災害時の非常用電源等としての利用
4. 安全安心なエネルギーの確保
5. 環境に優しい市としてのイメージアップ
6. その他(具体的に):

^①非常用電源とは
停電してしまったときに、非常用電源などが正常に稼働できるように設置する機器のこと。学校や病院、工場、大規模商業施設等で利用される

4. あなたの家庭の電気料金・契約状況について

問14 全国で展開されている地域新電力事業を知っていますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 事業の内容も名称も、よく知っている
2. 詳細は分からないが、ある程度は知っている
3. ニュースや新聞などで見聞きしたことはある
4. まったく知らない

問15 あなたの家庭では、再生設備^①を保有していますか。(あてはまる番号1つに○)

^①再生設備とは
太陽光発電や風力などによる発電設備

1. 保有している ⇒ 問16、問17、問18、問19へ
2. 保有していない
3. よく分からない

※「1」以外の回答をした方は、**問題**にお進みください。

問16 問15で「1」:保有している」と回答した方にお尋ねします。あなたが保有している再生設備は何ですか。(あてはまる番号1つに○)

1. 太陽光パネル(保有年数: 年)
 2. その他(具体的に:)
- ※記入例⇒エネファーム等

問17 問15で「1」:保有している」と回答した方にお尋ねします。あなたが保有する再生設備の種類と発電出力を教えてください。
【保有する再生設備】

再生エネルギーの種類	発電出力(kW)	
	甲賀市内	甲賀市外
①太陽光発電	kW	kW
②その他(具体的に: 発電)	kW	kW

問18 問15で「1. 保有している」と回答した方にお知らせします。再エネ設備で発電した電力はどのように活用していますか。(あてはまる番号1つに○)

1. すべて自家消費している 2. すべて売電している
 3. 基本的には自家消費しているが、余剰電力は売電している
 4. よく分からない
 5. その他(具体的に:)

問19 問15で「1. 保有している」と回答した方にお知らせします。あなたが保有する再エネ設備で発電した電力を、甲賀市に新電力会社が設置された場合に売電したいと思いませんか。(あてはまる番号1つに○)

1. 売電したいと思う 2. 売電したいと思わない
 3. よく分からない

問20 近年、地球温暖化対策や非常時対応を目的として、太陽光発電や蓄電池*の設置が進んでいますが、初期費用が課題となっています。太陽光発電等を初期費用無償設置できるメニュー(99kモデル**)について、どのようにお考えですか。(あてはまる番号1つに○)

*蓄電池とは
 充電を行うことにより繰り返し使用できる電池のこと
 **99kモデルとは
 事業者(電力の供給者)の負担などを受け、電力事業者が太陽光発電等を取り付けます。発電した電力は消費者に売電(充電)します。一定期間が過ぎると太陽光発電は電力事業者から譲渡されます

1. 購入したい 2. 購入したいが、制度の内容がよく分からない
 3. 売電価格等、条件によっては購入したい
 4. 積立・組合住宅等で設置することはできない
 5. 購入したくない 6. よく分からない

問21 あなたのご家庭では、自動車を保有していますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 保有している → 問22へ 2. 保有していない
 (保有台数: 台)
 ※「1」以外の回答をした方は、**問22**にお進みください。

問22 問21で「1. 保有している」と回答した方にお知らせします。あなた又はあなたのご家族は、ご自宅でのどのような車を保有していますか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 普通自動車(ガソリン車・ディーゼル車) 2. ハイブリット自動車
 3. 電気自動車・燃料電池自動車 4. その他(具体的に:)

問23 電気自動車や燃料電池自動車の購入を検討する場合、不安な要素はありますか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 車の購入費が高い
 2. 自宅周辺に充電機*や水素ステーション**がない
 3. 自宅への充電器の設置費用が高い
 4. 1回の充電で走行できる距離が短い
 5. 充電の時間が長い
 6. 不安な要素はない
 7. その他(具体的に:)

*充電機とは
 電気自動車用のバッテリーに電気を充電するための設備
 **水素ステーションとは
 燃料電池自動車(FCEV)の燃料を補給するための水素供給設備

5. あなた自身についてお聞きします。

◎該当するものを1つ選び、該当する番号に○印をつけ、「その他」を選んだときは、()に直筆記入してください。

(1) 性別

1. 男性 2. 女性 3. 回答しない

(2) 年代

1. 10歳代 2. 20歳代 3. 30歳代 4. 40歳代
 5. 50歳代 6. 60歳代 7. 70歳代 8. 80歳以上

(3) 職業

1. 農家 2. 林業 3. 漁業 4. 自営業
 5. 会社員 6. 公務員 7. 学生 8. 無職
 9. その他(具体的に:)

(4) 世帯

1. 単身世帯 2. 夫婦のみ世帯(同居者と配偶者だけの暮らし)
 3. 親子二世帯世帯 4. 親・子・孫三世帯世帯
 5. その他(具体的に:)

(5) 住居の形態

1. 一戸建て 2. 集合住宅(アパート・マンション等)
 3. その他(具体的に:)

(6) 居住形態

1. 持ち家(築20年以上) 2. 持ち家(築20年未満) 3. 賃貸
 4. その他(具体的に:)

(7) 居住地区

1. 伊豆 2. 柏木 3. 水口 4. 岩上 5. 緑野 6. 真生川 7. 大野
 8. 土山 9. 山内 10. 鵜飼 11. 大原 12. 瀬田 13. 倉山 14. 甲南第一
 15. 甲南第二 16. 甲南第三 17. 甲南中部 18. 希望ヶ丘 19. 信楽
 20. 雲井 21. 小栗 22. 御前 23. 多羅尾

◎甲賀市のより良い環境づくりについて、ご意見やご要望などがありましたら、自由に記入してください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。
 同封の返信用封筒(切手は不要)に入れて、**11月30日(水)**までに投函してください。

安心な未来を次代につなぐための
地球温暖化対策をしよう

これまでとはどんな? これからは…

上昇し続ける世界平均気温による影響

世界平均地上気温は、1990年から2013年の間で+0.85℃上昇。
 大気中のCO2濃度は、産業革命前比で+40%増加。
 気候変動により、世界的に上昇気圧帯、猛暑日や雹害、大雨日数の増加、自然災害の発生等、私たちの生活に様々な影響を与えています。

21世紀末の地球は? (現象予測)

有効な温暖化対策もとらなかつた場合、
 21世紀末(2081年~2100年)の世界の平均気温は、2.6~4.8℃上昇。
 最新の温暖化対策をとった場合でも1.3~1.7℃上昇する可能性。
 平均海面水位は、最大2m以上上昇する可能性が高いです。

21世紀末の西日本太平洋側では…

年間約141日、1年の約4割が真夏日と予測。
 (現在の真夏日は年間約73日)

※資料: 環境省「気候変動に関する科学者会議」

ひとりひとりができること

「COOL CHOICE」は、脱炭素社会の実現のために、日々の生活の中で、あらゆる「買い選択」をしていこうという取組です。

COOLBIZ 省エネ省資源の取組を20%以上、まじいアパレルや、家電製品などにも活用していきましょう。

WARMBIZ 省エネ省資源の取組を20%以上、お風呂・お湯が2つあるお風呂など、お風呂に活用していきましょう。

smart move 省エネ省資源、公共交通機関や徒歩、自転車、マイカーで通勤、省エネ省資源の取組を20%以上、お風呂・お湯が2つあるお風呂など、お風呂に活用していきましょう。

ECO DRIVE エコドライブ 省エネ省資源の取組を20%以上、お風呂・お湯が2つあるお風呂など、お風呂に活用していきましょう。

COOL CHOICE 省エネ省資源の取組を20%以上、お風呂・お湯が2つあるお風呂など、お風呂に活用していきましょう。

COOL CHOICE エコドライブ 省エネ省資源の取組を20%以上、お風呂・お湯が2つあるお風呂など、お風呂に活用していきましょう。

COOL CHOICE エコドライブ 省エネ省資源の取組を20%以上、お風呂・お湯が2つあるお風呂など、お風呂に活用していきましょう。

COOL CHOICE エコドライブ 省エネ省資源の取組を20%以上、お風呂・お湯が2つあるお風呂など、お風呂に活用していきましょう。

事業所アンケート調査結果

(1) 事業所アンケート調査概要

本計画の策定にあたり、環境や地球温暖化に対する事業所の意識、事業所における省エネルギー活動の実践状況等の実態を把握し、今後の脱炭素のまちづくりを検討するための基礎資料とするために事業所意識調査を実施しました。

調査対象：商工会、工業会に所属する甲賀市内の事業
実施時期：令和5年（2023年）1月
令和5年（2023年）4月 追加調査
実施方法：メールによる配布、Webによる回収調査
回答数：82件

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本計画内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- グラフ及び表のN数（number of case）は、集計対象者総数を表しています。

(2) 事業所アンケート調査結果まとめ

a.地球温暖化対策に対する意識

地球温暖化に一定の関心を持つ事業所（「関心がある」と「ある程度関心がある」の合計）が約7割となっています。また、温室効果ガスの排出削減への取り組みについて重要課題だと考えている事業所が多いものの、今のところ具体的に取り組む予定はない事業所が約4割と最も多くなっています。【問3,4】

地球温暖化に関心を持つ事業所が、それぞれの業務の中で温室効果ガスの削減を実践できるような情報発信や機会の充実が重要です。

b.地球温暖化対策の取組状況

ほとんどの事業所において、地球温暖化対策を推進する中核となる組織が設けられていません。また、地球温暖化対策の進め方について、特に決まりはないという事業所が多くなっています。【問1,2】

国が掲げている温室効果ガスの削減目標を知っている事業所が5割となっている一方で、知らないという事業所も約5割となっており、引き続き啓発する必要があります。

また、ほとんどの事業所が事業活動に伴う温室効果ガス排出量を把握できていません。温室効果ガス排出量の把握はハードルが高く、エネルギー消費量の把握といった取り組みから定着を促進することが重要です。【問5,6】

事業所での地球温暖化対策の実施状況をみると、空調や照明のエネルギー管理、リユースやリサイクルを考慮した分別の実施が進んでいるということが伺えます。

従業員向けの研修・教育や「COOL CHOICE」（令和5年12月に「デコ活」に移行しております）の実施、びわ湖カーボンクレジット制度の活用のように、未実施ではあるものの今後実施したいと考えている事業所が多い取り組みについて、実施を支える取り組みの充実が重要です。【問9】

事業所での再生可能エネルギー機器や省エネルギー設備の導入状況をみると、省エネタイプのOAや照明、照明等の自動センサーによる自動制御とその他の設備等において導入に開きがある状態であり、導入の初期投資の高さといったコストが関係していると考えられます。

また、再生可能エネルギー機器は導入が進んでおらず、今後の導入の意向も低いことから、意識啓発が必要だと考えられます。【問10】

地球温暖化対策に取り組むうえで、多くの事業所が資金やノウハウの不足を課題として挙げています。行政への要望として、設備投資への助成が高くなっていることから、国や県の

助成・支援に関する情報を発信するとともに、事業所による地球温暖化対策の実践状況の共有を図る必要があります。【問 13,19】

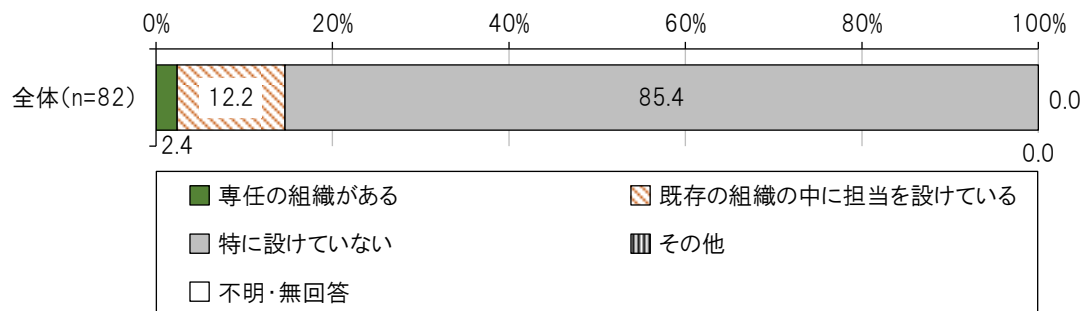
市が実施している環境保全の取り組みの認知状況について、生ごみたい肥化循環システムや甲賀市まち美化活動が5割を超えており、これまでの取り組みの実践によって浸透しているということが伺えます。

一方で、甲賀市環境未来都市宣言や甲賀市環境基本計画についての認知度は低く、これからの環境に配慮したまちづくりについて啓発を充実する必要があります。【問 17】

(3) 事業所アンケート調査結果

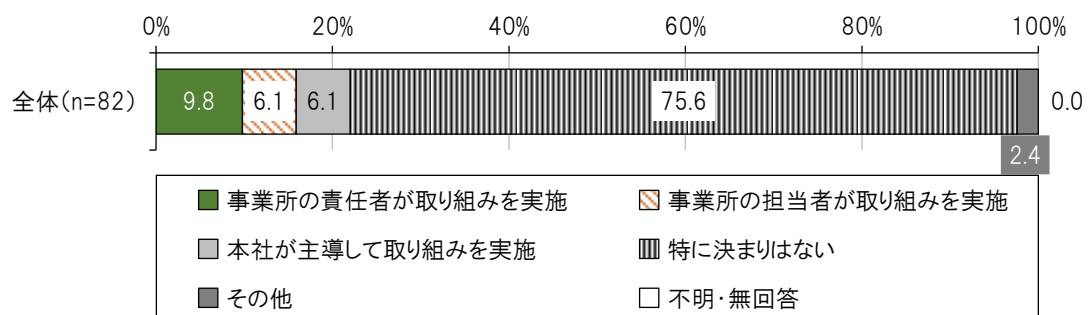
問1 貴事業所は、地球温暖化対策の推進の中核となる組織がありますか。

(あてはまる番号1つに○)



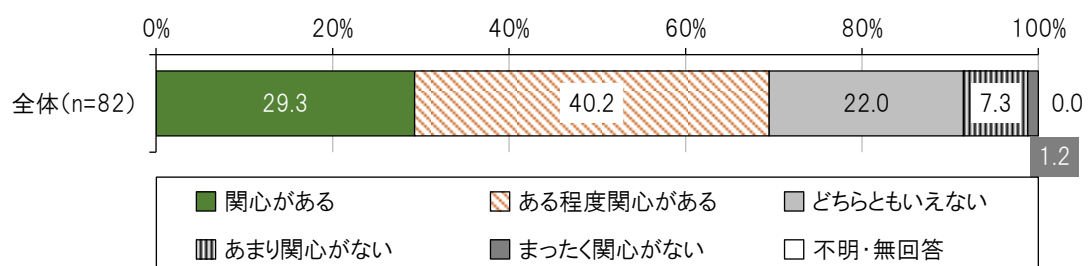
問2 貴事業所の地球温暖化対策の進め方についてお答えください。

(あてはまる番号1つに○)

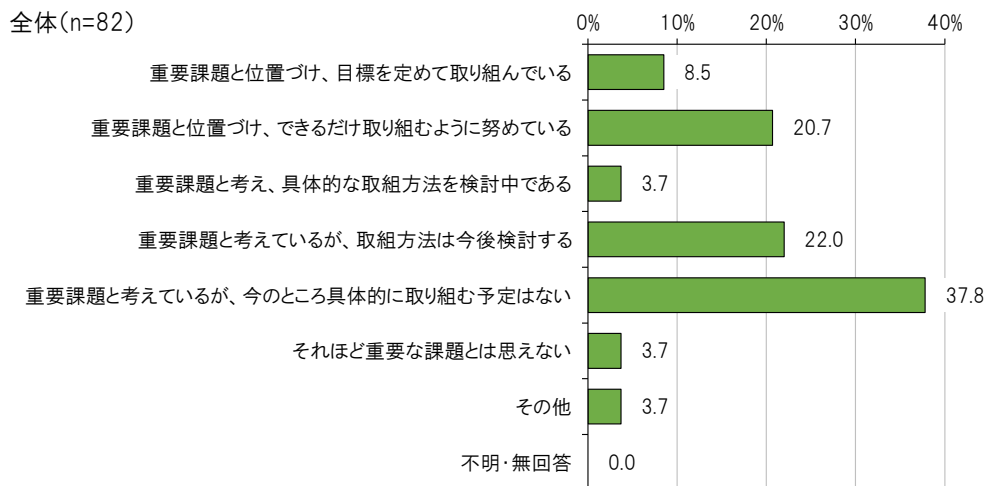


問3 貴事業所は、地球温暖化対策等の環境問題に関心がありますか。

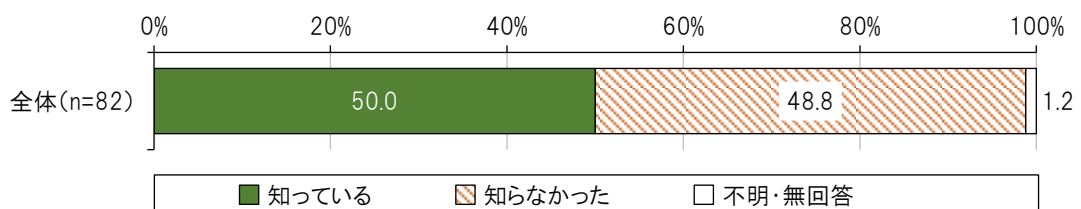
(あてはまる番号1つに○)



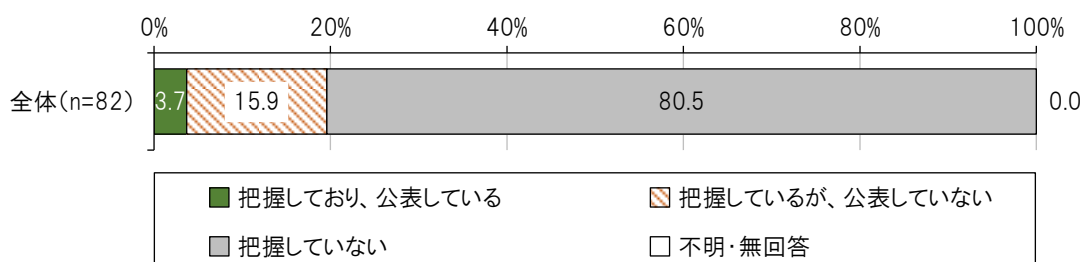
問4 近年、特に地球温暖化が重要な問題となっています。貴事業所は、温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出削減への取り組みをどのように位置づけていますか。
（あてはまる番号1つに○）



問5 貴事業所には、国の「地球温暖化対策計画」（令和3年（2021年））の中で、令和12年（2030年）までに平成25年度比（2013年度比）で温室効果ガスを46%削減するために、産業部門で38%、サービス等の部門で51%、運輸部門で35%、それぞれ排出量を削減するという目標が掲げられていることを知っていますか。（あてはまる番号1つに○）

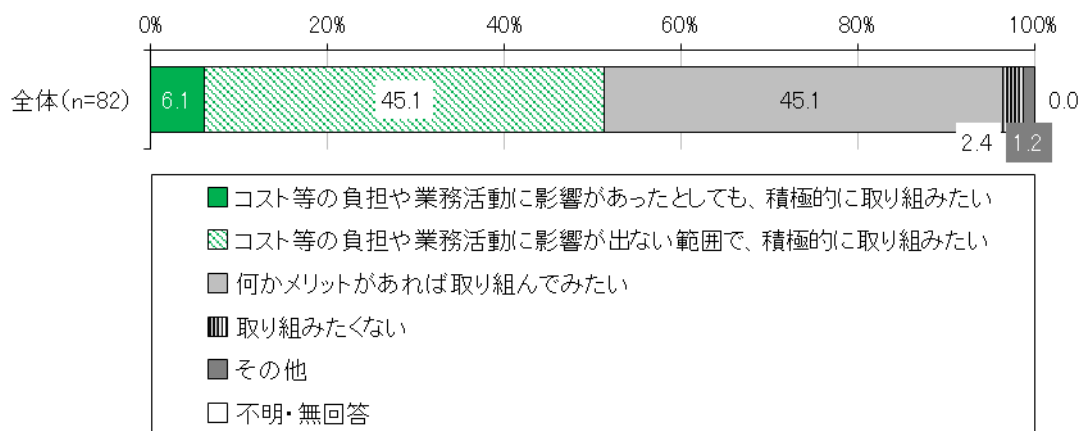


問6 貴事業所は、事業活動に伴う温室効果ガス排出量を把握していますか。
（あてはまる番号1つに○）



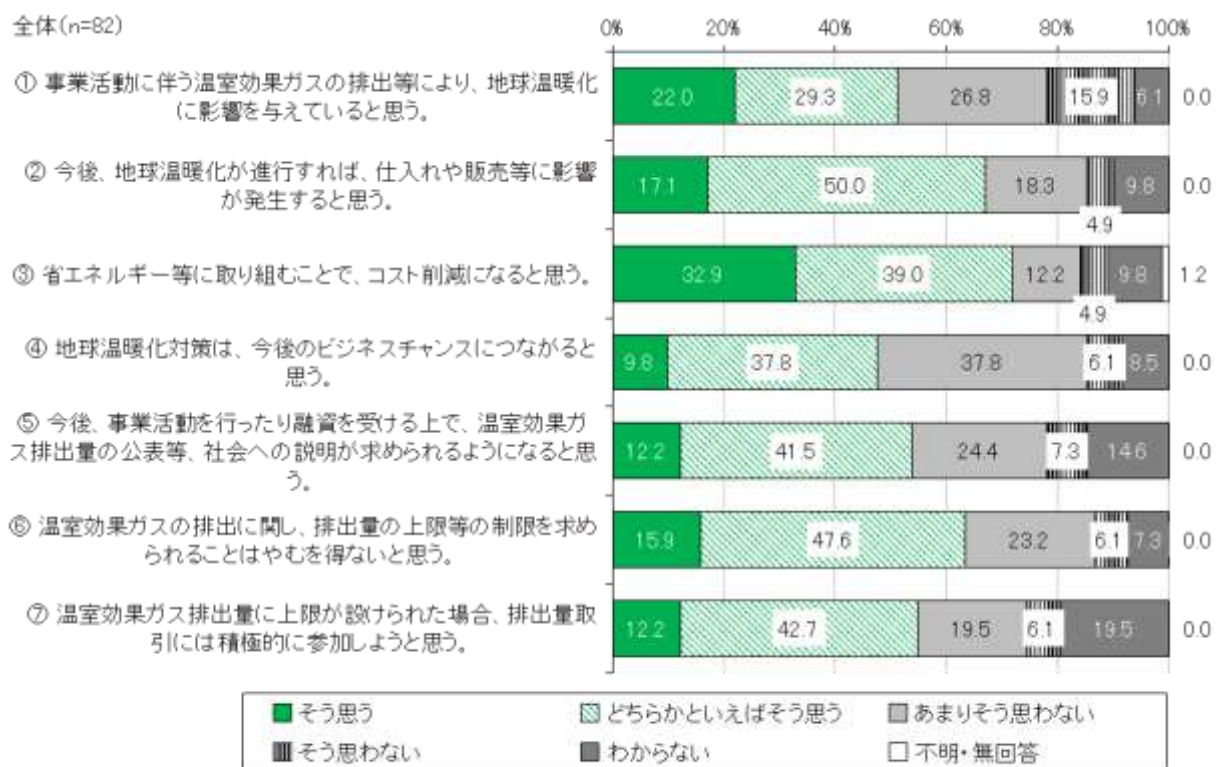
問7 貴事業所での地球温暖化対策の取り組みに対する考えについて、お答えください。

(あてはまる番号1つ選択)

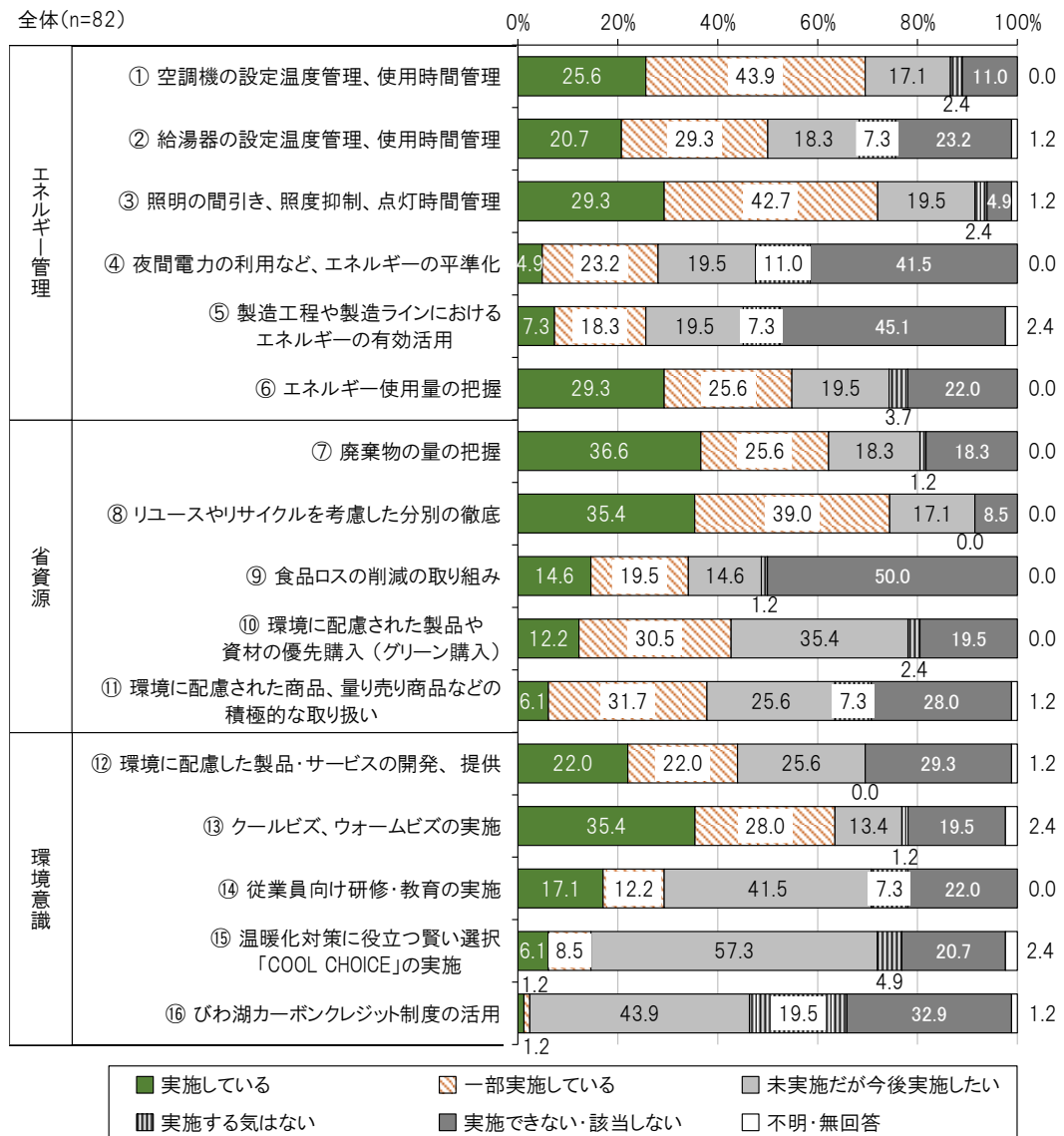


問8 地球温暖化と貴事業所の関係についてお尋ねします。

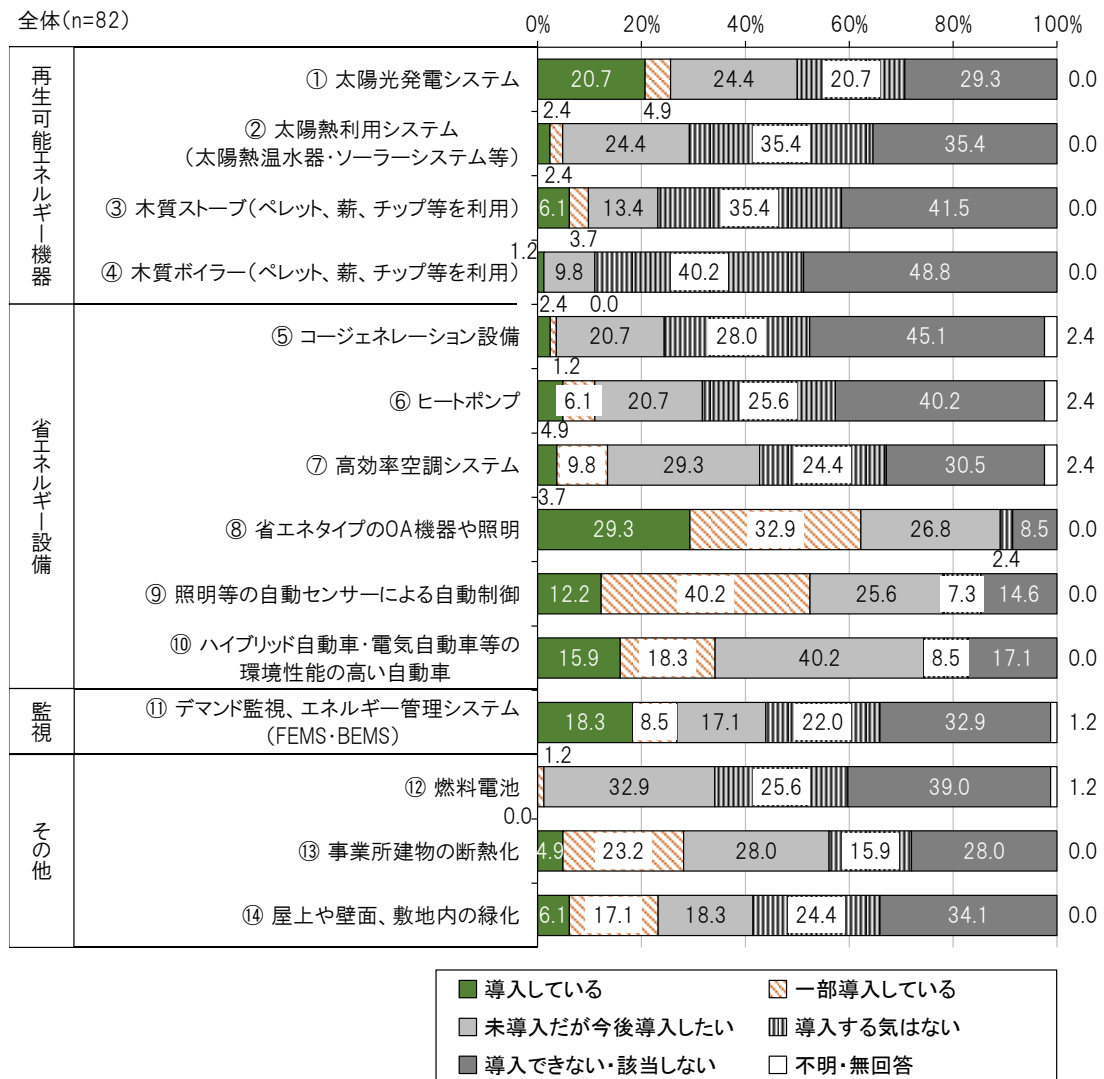
(それぞれあてはまる番号1つに○)



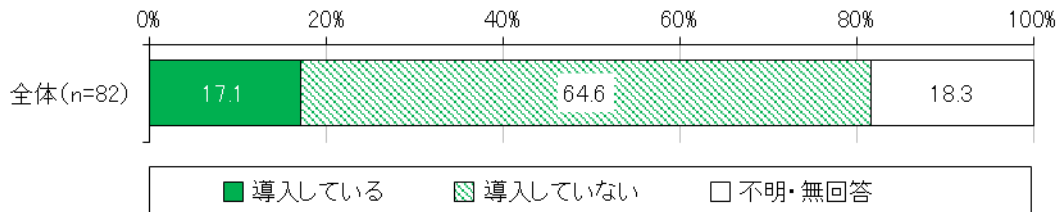
問9 貴事業所における地球温暖化対策の取り組みについてお尋ねします。
 (それぞれあてはまる番号1つに○)



問 10 地球温暖化防止に役立つ再生可能エネルギー機器や省エネルギー設備について、事業所に導入されていますか。（それぞれあてはまる番号1つに○）



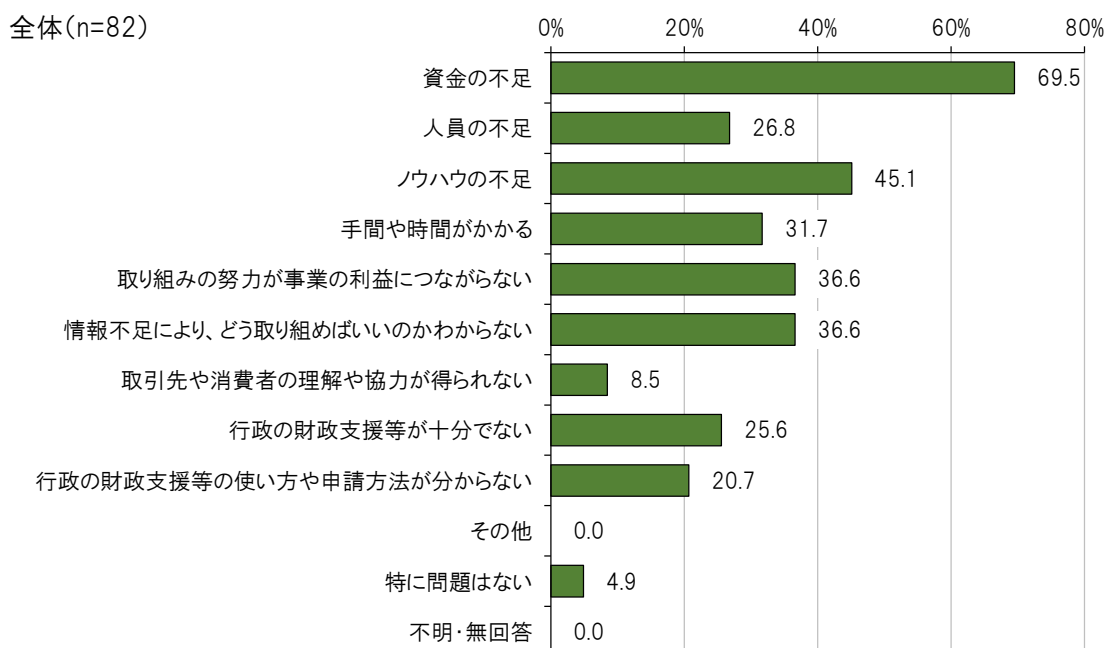
問 11 地球温暖化防止に役立つ再生可能エネルギー機器について、太陽光発電、太陽熱利用システム、木質ストーブ、木質ボイラー以外の再生可能エネルギー機器を事業所に導入していますか。（あてはまる番号1つに○）



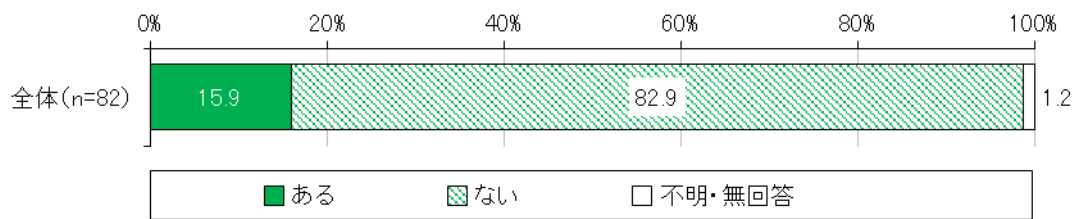
問 12 問 11 で「1. 導入している」と回答した方にお尋ねします。導入している再生可能エネルギー機器についてお答えください。

内容
太陽光発電(8件)
太陽光発電、太陽熱利用システム
太陽光発電パネルの設置
薪ストーブ
BDF発電機 BDFボイラー
木質ストーブ(ペレット)

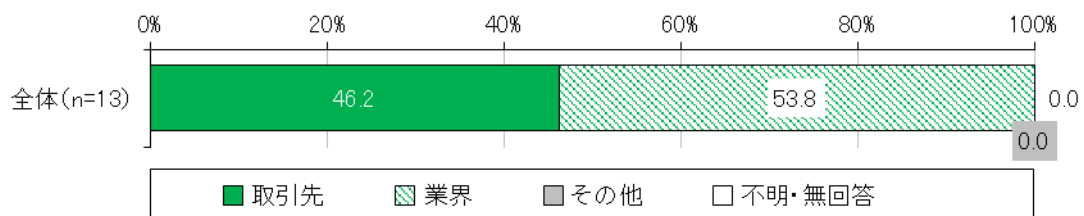
問 13 貴事業所で地球温暖化対策に取り組むうえでの課題として考えられるものをお答えください。（あてはまる番号すべてに○）



問 14 貴事業所の取引先や加入する業界団体等の外部組織から、温室効果ガス排出削減に関する取り組みを求められたことはありますか。（あてはまる番号1つに○）

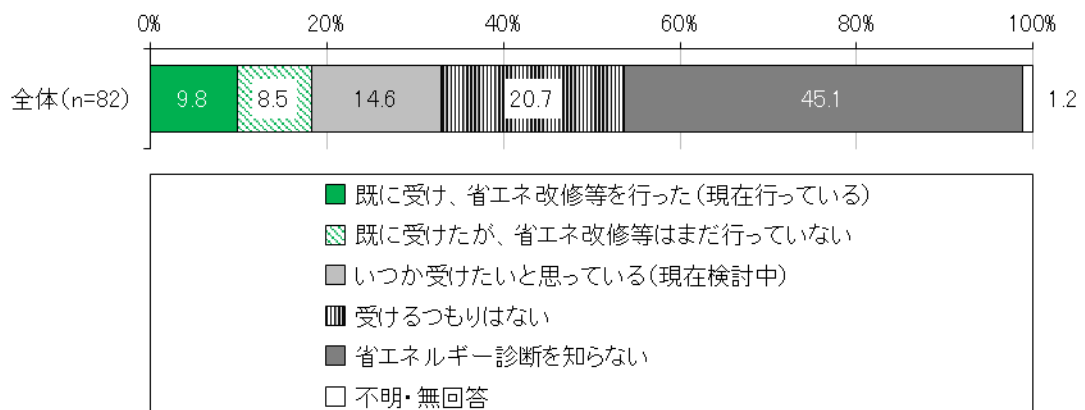


問 15 問 14 で「1. ある」と回答した方にお尋ねします。貴事業所差し支えない範囲で、求められた相手や内容についてお答えください。（あてはまる番号1つに○、取組の内容を記載）

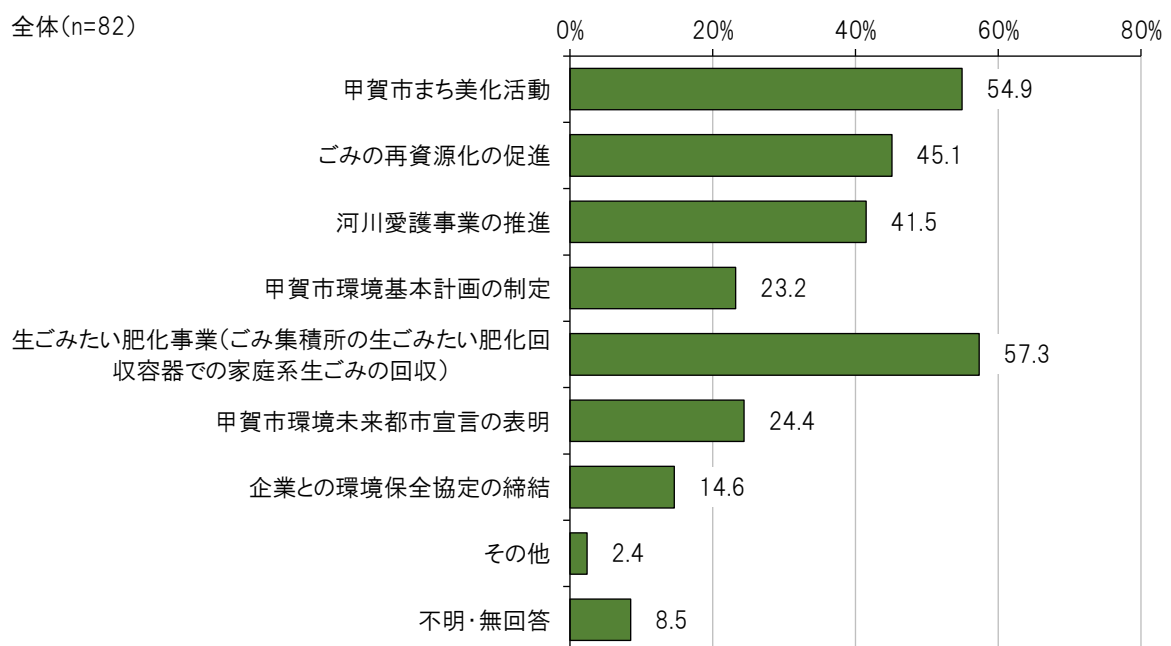


内容
電力会社からの要請
過去にASIAGAP認証の取得を取引先より求めらてた(現在は未取得状態)。認証取得のための取組の中に温室効果ガスの排出量の把握と削減についての項目があった。
顧客からのCO2削減要求
排出量や活動内容のアンケートへの対応
顧客からの取り組み依頼
温室効果ガス排出削減
日本製薬工業協会(製薬協)
プラスチック製品の利用縮小

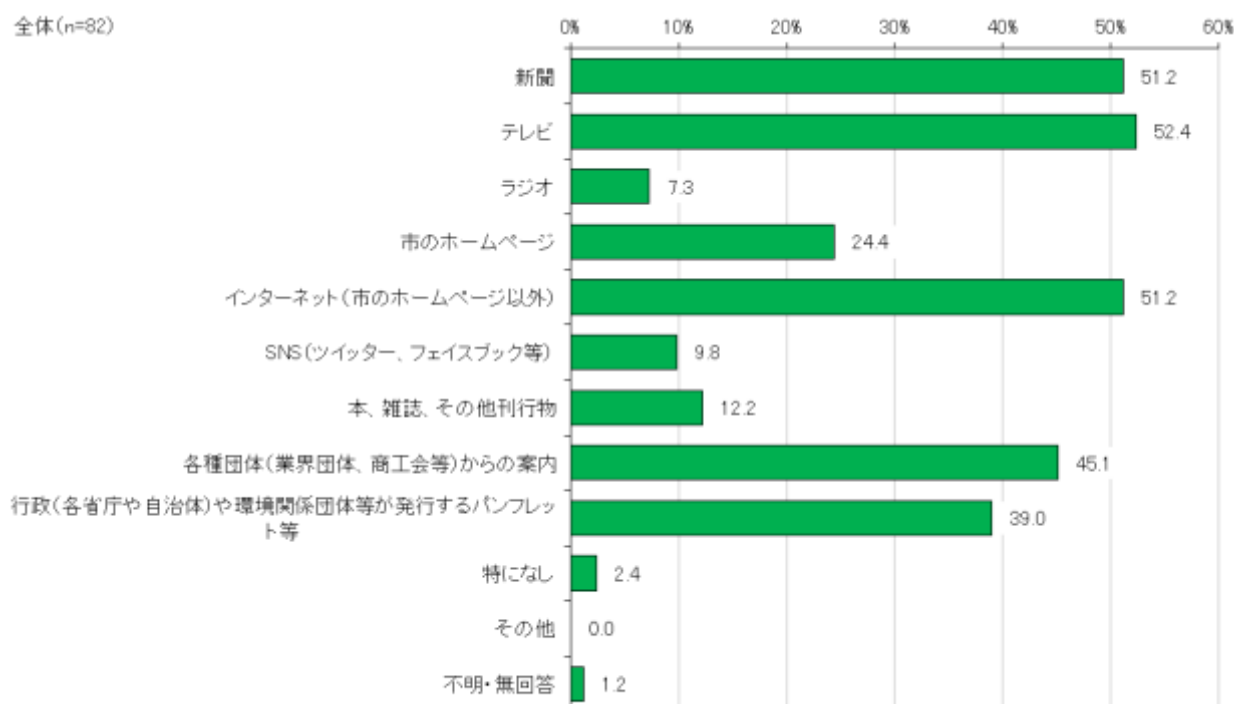
問 16 貴事業所は省エネルギー診断を受けたことがありますか。(あてはまる番号1つに○)



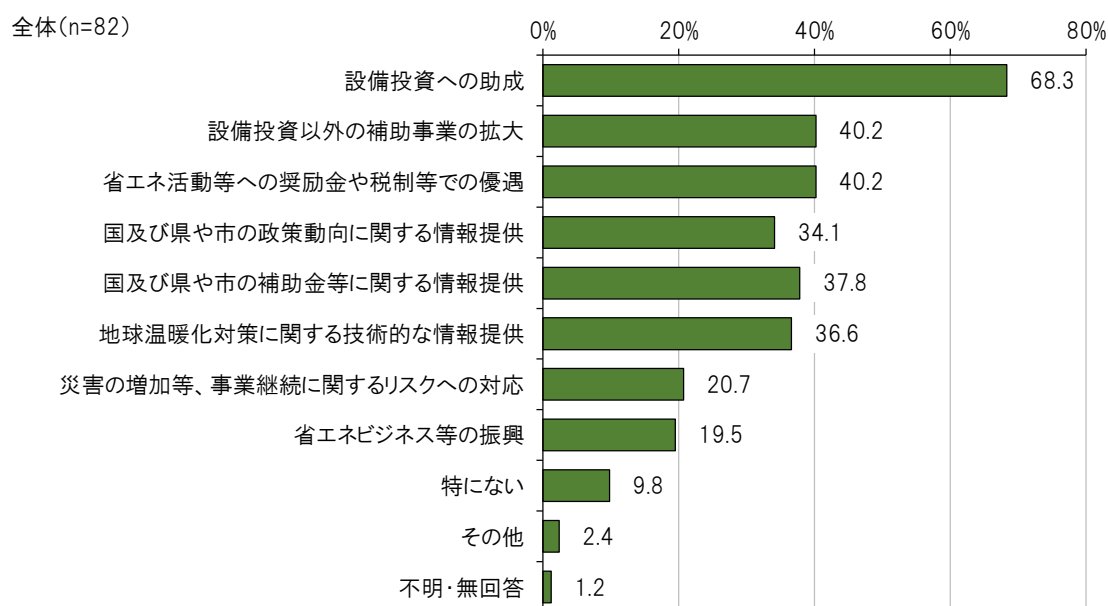
問 17 甲賀市で実施している環境保全の取り組みについて、知っているものをお答えください。(あてはまる番号すべてに○)



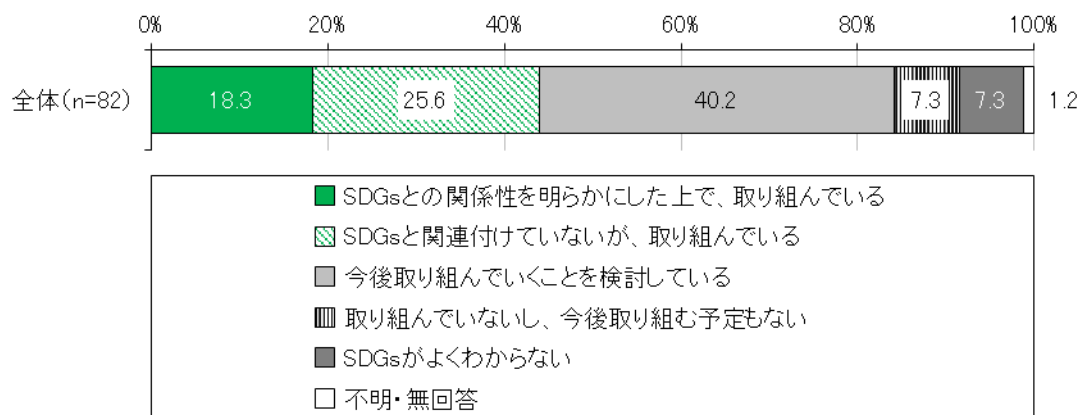
問 18 地球温暖化をはじめとする環境問題について、貴事業所はどこから情報を入手していますか。（あてはまる番号すべてに○）



問 19 今後、貴事業所で地球温暖化対策の取り組みを推進するうえで、行政への要望等について、お答えください。（あてはまる番号すべてに○）



問 20 国連が掲げている SDGs（持続可能な開発目標）※に取り組む企業が増えてきていますが、貴事業所では SDGs について取り組んでいますか。（あてはまる番号 1 つに○）



(4) 事業所アンケート調査票

甲賀市の温暖化対策に向けた
事業所アンケート調査

甲賀市では、令和4年9月30日に、市長・議員と共に「甲賀市環境未来都市宣言」を行い、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルとともに、環境と経済・社会活動が調和した持続可能な社会の実現を目指しています。

このアンケート調査は、カーボンニュートラルの実現に向け、事業者の皆さまが地球温暖化問題に関してどのようなお考えをお持ちかお伺いするものです。

なお、この調査は、甲賀市地球温暖化対策実行計画の策定及びゼロカーボンシティの推進に使用するもので、それ以外の目的に使用することはありません。

ご多忙のところ大変恐縮ですが、趣意をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和5年1月 甲賀市

ご回答にあたってのお願い

○本調査は、Webで回答していただく様式となっております。
右記のQRコードもしくは下記URLからアンケートのホームページにアクセスしていただき、ご回答ください。
URL: <https://questart.jp/w/kako-gwc-co>



※ Web QRコード

○お答えは、**あてはまる回答の番号を回答**してください。また、記入欄については、具体的にその内容をご記入ください。

○本調査については、**1月24日(火)**までに、ご回答ください。ご協力の程よろしくお願いたします。

○回答時間の目安: **約15～20分**

〔調査に関するお問い合わせ先〕

甲賀市 市民環境部 生活環境課

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口6053

TEL: 0748-69-2144 FAX: 0748-63-4582

1

1. 貴事業所についてお聞かせします。

※それぞれ該当するものを1つ選び、該当する番号に○印をつけ、「その他」を選んだときは、()に直接記入してください。

事業所の業種	1. 建設業 3. 製造業(木材・木製品・家具) 5. 製造業(山産品・日産物等) 7. 製造業(電気機械器具等) 9. その他の製造業 11. 運輸・郵便業 13. 小売業 15. 金融・保険業 17. その他(具体的に:)	2. 製造業(食料品・飲料) 4. 製造業(金属・その他の機械) 6. 製造業(金属製品) 8. 製造業(一般機械器具) 10. 電気・ガス・熱供給・水道業 12. 卸売業 14. 飲食・宿泊業 16. その他のサービス業	
	事業所の 従業員数	1. 1千万円未満 3. 5千万円～1億円未満 5. 3億円以上	2. 1千万円～5千万円未満 4. 1億円～3億円未満
事業所の 従業員数	1. 5人以下 4. 51～100人 6. 51～100人	2. 6～20人 5. 101～300人 7. 101～300人	3. 21～50人 6. 301人以上 8. 301人以上
事業所の 形態	1. オフィス(自社保有) 3. 店舗(自社保有) 5. 工場・物流倉庫 6. その他(具体的に:)	2. オフィス(賃貸) 4. 店舗(賃貸)	
環境マネジメントシステム(EMS)の取得	1. ISO14001を取得している 2. HSEQやエコアクション21等のEMSを取得している 3. 以前は取得していたがやめた 4. 取得していない		
CSR(企業の社会的責任)活動の取り組み	1. 現在取り組んでいる 2. 今後、取り組み計画がある 3. 興味はあるが、取り組んでいない 4. 今のところ取り組み予定はない		
特定事業者	1. 特定事業者に該当する 3. わからない	2. 特定事業者に該当しない	
事業所での 事業所行動計画策定	1. 事業所行動計画・事業所行動指針を作成し、従業員に提出している 2. 事業所行動計画・事業所行動指針を作成していない 3. わからない		
※連絡先	事業所名	担当部署	
	担当者	連絡先	

2

2. 貴事業所の地球温暖化対策の取組体制についてお聞かせします。

問1 貴事業所には、地球温暖化対策の推進の中核となる組織がありますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 専任の組織がある	2. 既存の組織の中に担当を設けている
3. 特設していない	4. その他(具体的に:)

問2 貴事業所の地球温暖化対策の進め方についてお答えください。(あてはまる番号1つに○)

1. 事業所の責任者が取り組みを実施	2. 事業所の担当者が取り組みを実施
3. 本社が主導して取り組みを実施	4. 特に決まりはない
5. その他(具体的に:)	

3. 地球温暖化対策への取り組みについてお聞かせします。

問3 貴事業所は、地球温暖化問題に関心がありますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 関心がある	2. ある程度関心がある	3. どちらともいえない
4. あまり関心がない	5. まったく関心がない	

問4 近年、特に地球温暖化が重要な問題となっています。貴事業所は、温室効果ガス(二酸化炭素等)の排出削減への取り組みをどのように位置づけていますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 重要課題と位置づけ、目標を定めて取り組んでいる
2. 重要課題と位置づけ、できるだけ取り組むように努めている
3. 重要課題と考え、具体的な取組方法を検討中である
4. 重要課題と考えているが、取組方法は今後検討する
5. 重要課題と考えているが、今のところ具体的に取り組む予定はない
6. それほど重要な課題とは思えない
7. その他(具体的に:)

問5 貴事業所には、国の「地球温暖化対策計画」(2021年)の中で、2030年までに2013年度比で温室効果ガスを46%削減するために、産業部門で38%、サービス等の部門で51%、運輸部門で35%、それぞれ排出量を削減するという目標が掲げられていることを知っていますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 知っている	2. 知らなかった
----------	-----------

3

問6 貴事業所は、事業活動に伴う温室効果ガス排出量を把握していますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 把握しており、公表している	2. 把握しているが、公表していない
3. 把握していない	

問7 貴事業所での地球温暖化対策の取り組みに対する考えについて、お答えください。(あてはまる番号1つに○)

1. コスト等の負担や業務活動に影響があったとしても、積極的に取り組みたい
2. コスト等の負担や業務活動に影響が出ない範囲で、積極的に取り組みたい
3. 何かメリットがあれば取り組みたい
4. 取り組みたくない
5. その他(具体的に:)

問8 地球温暖化と貴事業所の関係について、貴事業所の考えに近いものをお答えください。(あてはまる番号1つに○)

項目	まったく 思いつ かない	さ う 思 い つ か い な い	さ う 思 い つ か い	さ う 思 い つ か い な い	さ う 思 い つ か い	わ か ら な い
① 事業活動に伴う温室効果ガスの排出量により、地球温暖化に影響を与えていると思う。	1	2	3	4	5	
② 今後、地球温暖化が進行すれば、仕入れや販売等に影響が発生すると思う。	1	2	3	4	5	
③ 省エネルギー等に取組むことで、コスト削減になると思う。	1	2	3	4	5	
④ 地球温暖化対策は、今後のビジネスチャンスにつながると思う。	1	2	3	4	5	
⑤ 今後、事業活動を行ったら費用がかかる上で、温室効果ガス排出量の公表等、社会への説明が必要になるように思う。	1	2	3	4	5	
⑥ 温室効果ガスの排出に関し、排出量の上乗等の規制を求められることばかりで得ないと思う。	1	2	3	4	5	
⑦ 温室効果ガス排出量に上限が設けられた場合、排出量枠内には積極的に対応しようと思う。	1	2	3	4	5	

※ 排出量枠とは、国の温室効果ガスの排出量を削減する制度のこと。排出量枠内には積極的に対応しようとする。排出量枠外には積極的に対応しない。企業から排出枠を購入し、購入した企業が温室効果ガスを削減したことになる。

4

3. 地球温暖化対策の取り組みの実施についてお聞きします。

問9 貴事業所における地球温暖化対策の取り組みについてお尋ねします。
(それぞれあてはまる番号1~5に○)

項目	実施している					
	1	2	3	4	5	
エネルギー管理	① 空調機の設定温度管理、使用時間管理	1	2	3	4	5
	② 給湯器の設定温度管理、使用時間管理	1	2	3	4	5
	③ 照明の誘引灯、朝暗灯滅、山灯制御管理	1	2	3	4	5
	④ 昼間電力の利用など、エネルギーの平準化 (蓄電池の活用、蓄電池でなく蓄電池を利用する)	1	2	3	4	5
	⑤ 新築工種や既存ラインにおける エネルギーの有効活用 (主配ラインにおけるエネルギー消費量の削減 もともとの生産性の向上、作業の効率化、等)	1	2	3	4	5
	⑥ エネルギー使用量の把握	1	2	3	4	5
省資源	⑦ 廃棄物の分別処理	1	2	3	4	5
	⑧ リースやリサイクルを考慮した分別の 搬入	1	2	3	4	5
	⑨ 食品ロスの削減の取り組み	1	2	3	4	5
	⑩ 環境に配慮された資材や資材の購入 (グリーン購入)	1	2	3	4	5
	⑪ 環境に配慮された商品、取り扱い資材などの 積極的な取り扱い	1	2	3	4	5
環境配慮	⑫ 環境に配慮した製品・サービスの開発、 提供	1	2	3	4	5
	⑬ カーボンズ、ウォームビズの実施	1	2	3	4	5
	⑭ 従業員向け研修・教育の実施	1	2	3	4	5
	⑮ 環境化対策に合わせた商品・サービス 「COOL CHOICE」の実施	1	2	3	4	5

5

実施率	※	1	2	3	4	5
-----	---	---	---	---	---	---

※ COOL CHOICEとは
あらゆる事業者で地球温暖化防止につながる行動等を顕著に選択しているという国際運動のこと。
令和1と2030年度の温室効果ガス削減量を平成25(2013)年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動等を顕著に実践するなど、温暖化対策に貢献する「良い選択」を促している。



未来のため、
いま選ぼう。

6

問10 地球温暖化防止に役立つ再生可能エネルギー機器や省エネルギー設備について、事業所に導入されていますか。(それぞれあてはまる番号1~5に○)

項目	導入している					
	1	2	3	4	5	
再生可能エネルギー設備	① 太陽光発電システム	1	2	3	4	5
	② 太陽熱利用システム* (太陽熱温水器・ソーラーシステム*等)	1	2	3	4	5
	③ 太陽ストーブ (ペレット、薪、チップ等を利用)	1	2	3	4	5
	④ 太陽ボイラー (ペレット、薪、チップ等を利用)	1	2	3	4	5
省エネルギー設備	⑤ コアレス除湿機*	1	2	3	4	5
	⑥ ヒートポンプ*	1	2	3	4	5
	⑦ 節電省エネシステム	1	2	3	4	5
	⑧ 省エネタイプのOA機器や照明	1	2	3	4	5
	⑨ 照明等の自動センサーによる自動制御	1	2	3	4	5
	⑩ ハイブリット自動車・電気自動車等の 環境性能の高い自動車	1	2	3	4	5
その他	⑪ デマンド監視**、エネルギー管理システム (EMS・BEMS)**	1	2	3	4	5
	⑫ 蓄電池	1	2	3	4	5
	⑬ 事業所建物の断熱化	1	2	3	4	5
	⑭ 屋上や壁面、敷地内の緑化	1	2	3	4	5

7

*太陽熱利用システムとは
太陽の熱エネルギーを太陽集熱器に集め、熱媒体を温めることで、給湯や冷暖房等に活用するシステムのこと。
太陽集熱器が暖かいソーラーシステムに大別される。

*ソーラーシステムとは
太陽光を利用し、冷暖房、給湯、発電などを行うシステムのこと。太陽光による熱を蓄熱や送電を媒介に消費させて利用する。太陽光発電よりも設置費用が高く、エネルギー効率が高いが、蓄熱によりエネルギーロスと云える。

*コアレス除湿機とは
天然ガス、石油、LPG、ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その熱に依る熱媒体を加熱するシステムのこと。加熱した熱媒体は、蒸気や温水として、工場の乾燥、冷暖房・給湯などに利用でき、熱と電気を無駄なく利用できれば、高い省エネルギー効果が期待できる。

*ヒートポンプとは
空気熱、地中熱、河川熱、温泉熱の熱を採取し、高温熱として再利用する設備のこと。使われていた熱を有効活用できる。


*デマンド監視とは
変化する電力の供給量を即時監視し、対応した負荷を認識しないよう制御やランプアップ知らせるサービスのこと。
これまで意識しなかった電力使用量が「見える化」されることで、電力消費が削減できるだけでなくCO₂削減による地球温暖化対策への貢献が期待される。

*EMS・BEMSとは
建物ビル、工場内で活用している電力供給の処理や設備状況をモニター監視などで「見える化し」、電気の効率的な利用を実現することで、消費者が自らエネルギーを管理するシステムのこと。


8

※再生可能エネルギーとは
「再生可能エネルギー」とは太陽や風や水などの自然エネルギーを、自然状態で二酸化炭素(CO2)を排出せずに活用できるエネルギーで、今後の持続可能なカーボンニュートラムの実現に向けて、導入促進が予定とされている。


太陽光発電
日差しがよく当たる場所などにソーラーパネルを置き、太陽光の力で発電する。




水力発電
水の流れ落ちる勢いによって水車を回す発電方法。出力によって、「中水力発電」「小水力発電」などに分けられる。



風力発電
風が風車を回す力で発電する。場所によって陸上風力発電もある。



バイオマス発電
木くずなどの生物の資源（バイオマス）を使って発電する。



問11 地球温暖化防止に役立つ再生可能エネルギー機器について、太陽光発電、太陽熱利用システム、木質ストーブ、木質ボイラー以外の再生可能エネルギー機器を事業所に導入していますか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 導入している 2. 導入していない

問12 問11で「1. 導入している」と回答した方にお尋ねします。導入している再生可能エネルギー機器についてお答えください。

導入している
再生可能エネルギー機器

問13 貴事業所で地球温暖化対策に取り組む上での課題として考えられるものをお答えください。(あてはまる番号すべてに○)

1. 資金の不足 2. 人材の不足 3. メンバの不足
4. 時間や手間がかかる 5. 取り組みの効果が事業の利益につながらない
6. 情報不足により、どう取り組めばいいかわからない
7. 取引先や消費者の理解や協力が得られない
8. 行政の財政支援等が十分でない
9. 行政の財政支援等の使い方や申請方法が分からない
10. その他(具体的に:)
11. 特に課題はない

問14 貴事業所の取引先や加入する業界団体等の外部組織から、温室効果ガス排出削減に関する取り組みを求められたことはありますか。(あてはまる番号1つに○)

1. ある 2. ない

問15 問14で「1. ある」と回答した方にお尋ねします。貴事業所差し支えない範囲で、求められた相手や内容についてお答えください。(あてはまる番号1つに○、取組の内容を記載)

相手先	1. 取引先 2. 業界 3. その他(具体的に:)
内容	

問16 貴事業所は省エネルギー診断を受けたことがありますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 既に受け、省エネ改善等を行った(現在行っている)
2. 既に受けしたが、省エネ改善等はまだ行っていない
3. いつか受けたいと思っている(現在検討中)
4. 受けるつもりはない
5. 省エネルギー診断を知らない

※省エネルギー診断とは
エネルギーの消費状況を確認、エネルギー使用状況を調査診断し、省エネ、経済的な観点から省エネの具体的な改善対策を提案する取り組みのこと。
省エネ診断を実施し、問題点や課題を把握し、改善策に即応することで、省エネコストの削減、地球温暖化の防止につながる。

問17 甲賀市で実施している環境保全の取り組みについて、知っているものをお答えください。(あてはまる番号すべてに○)

1. 甲賀市まち美化活動 2. ごみの再資源化の促進
3. 河川環境事業の推進 4. 甲賀市環境基本計画の策定
5. 生ごみたい肥化事業(ごみ集積所の生ごみたい肥化回収容器での家庭系生ごみの回収)
6. 甲賀市環境未来都市宣言の表明 7. 企業との環境保全協定の締結
8. その他(具体的に:)

問18 地球温暖化をはじめとする環境問題について、貴事業所はどこから情報を入手していますか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 新聞 2. テレビ
3. ラジオ 4. 市のホームページ
5. インターネット(市のホームページ以外) 6. SNS(ツイッター、フェイスブック等)
7. 本、雑誌、その他行出版物 8. 各種団体(業界団体、商工会等)からの案内
9. 行政(各庁や自治体)や環境関係団体等が発行するパンフレット等
10. 特になし
11. その他(具体的に:)


問19 今後、貴事業所で地球温暖化対策の取り組みを推進する上で、行政への要望等について、お答えください。(あてはまる番号すべてに○)

1. 設備投資への助成 2. 設備投資以外の補助事業の拡大
3. 省エネ設備への補助金や補助等の増強 4. 国及び県や市の政策動向に関する情報提供
5. 県及び県や市の補助金等に資する情報提供 6. 地球温暖化対策に関する技術的な情報提供
7. 政策の検討、事業計画に関するバックアップ 8. 省エネビジネス等の展開
9. 特になし
10. その他(具体的に:)

問20 国連が掲げているSDGs(持続可能な開発目標)に取り組む企業が増えてきていますが、貴事業所ではSDGsについて取り組んでいますか。(あてはまる番号1つに○)

1. SDGsとの関係性を明らかにした上で、取り組んでいる
2. SDGsと関連付けていないが、取り組んでいる
3. 今後取り組んでいくことを検討している
4. 取り組んでいないし、今後取り組み予定もない
5. SDGsがよくわからない

※SDGs(持続可能な開発目標)とは
2015年9月の国連サミットで、全会一致で採択された持続可能な開発目標で、持続可能な社会の実現に向け、17の目標が定められている。



質問は以上です。ご協力ありがとうございます。
1月22日(火)までにご回答ください。

市民ワークショップ

(1) 市民ワークショップ「甲賀市環境ミライ Café」の概要

持続可能なまちづくりの推進について広く市民の意見を聴くため、「2050年、その先につなぐ持続可能なまちをめざして」をテーマに位置づけ、市民参加型のワークショップを実施しました。

甲賀市環境ミライ Café～2050年、その先につなぐ持続可能なまちを目指して～

①参加者

○市内の学校に通う学生、一般市民

②ワークショップ

リラックスした雰囲気の中で様々な方と自由に意見交換していただくため、「ワールドカフェ方式」※でワークショップを実施しました。

【キーワード】

- 1) 甲賀市の環境について、“良いところ”と“良くしたいところ”
- 2) 2050年になってほしい“理想の甲賀市の姿”
理想の甲賀市の実現に向けてできること、あったらいいなと思う取り組み

※「ワールドカフェ方式」 カフェのようなリラックスした雰囲気の中で、大人数で意見交換を効率化する手法。

■ワークショップのテーマ及び開催実績

開催日	参加者数	場所	テーマ
令和5年(2023年) 1月28日(土)	12名	甲賀市役所 別館会議室101	「2050年、その先につなぐ持続可能なまちを目指して」 上記のテーマで課題やできることについて、自由に語り合っていました。

(2) ワークショップの全体像

■ワークショップの主な意見(一部掲載)

- 環境の事業が多い(やまのこ、田植え、授業)
 - 自然との親しみが多い
- 自然と生活のバランスができています
- ゴミの分別がきちりできています
- 現在のいいところを継続してほしい
- 小学校の環境事業の継続
 - 中学・高校でもできたらよい
- 水素ステーションの設置、燃料電池バスの導入
- 幅広い年代での自然体験教室があったらよい

■ワークショップの様子



地域脱炭素のための促進区域

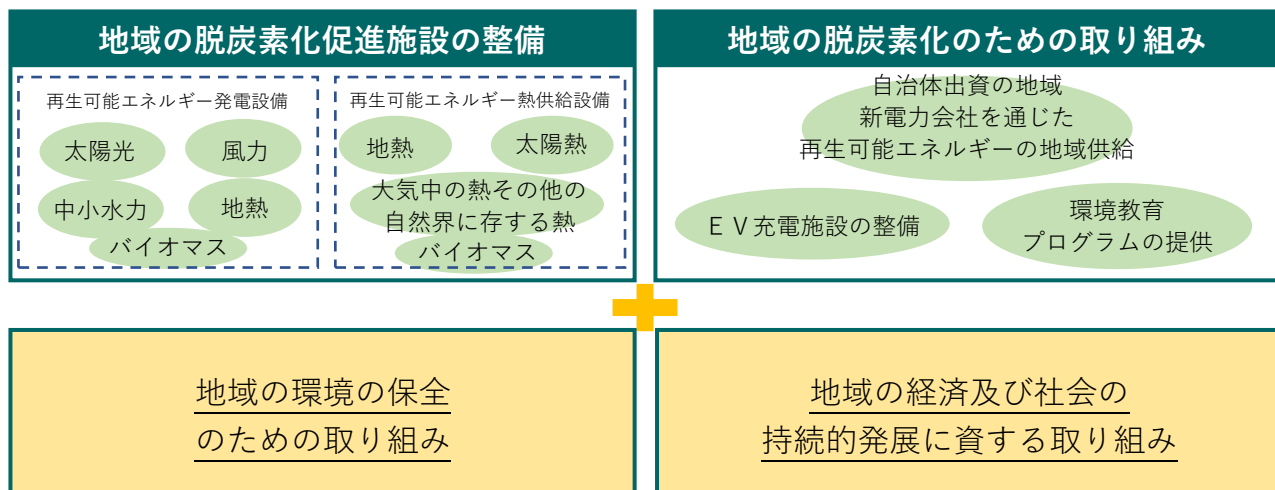
令和4年（2022年）4月に施行された「改正地球温暖化対策推進法」では、地方公共団体実行計画制度を拡充し、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入拡大を図るため、地域脱炭素化促進事業制度が導入されました。

この制度において市町村は、国や都道府県が定める環境保全に係る基準に基づき促進区域等を設定し、地域と共生する再生可能エネルギー事業の導入を促進します。

促進区域の設定は、再生可能エネルギーの導入拡大に向け、環境に配慮し、地域における円滑な合意形成を促すポジティブゾーニングの仕組みとされています。

国の環境保全に係る基準の設定に加え、「都道府県基準」を踏まえ促進区域を設定し、「地域脱炭素化促進施設の整備」、「地域の脱炭素化のための取り組み」、「地域の環境の保全のための取り組み」、「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取り組み」を検討しました。

■地域脱炭素化促進事業の構成（「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック」P9）



コラム

促進区域とは？

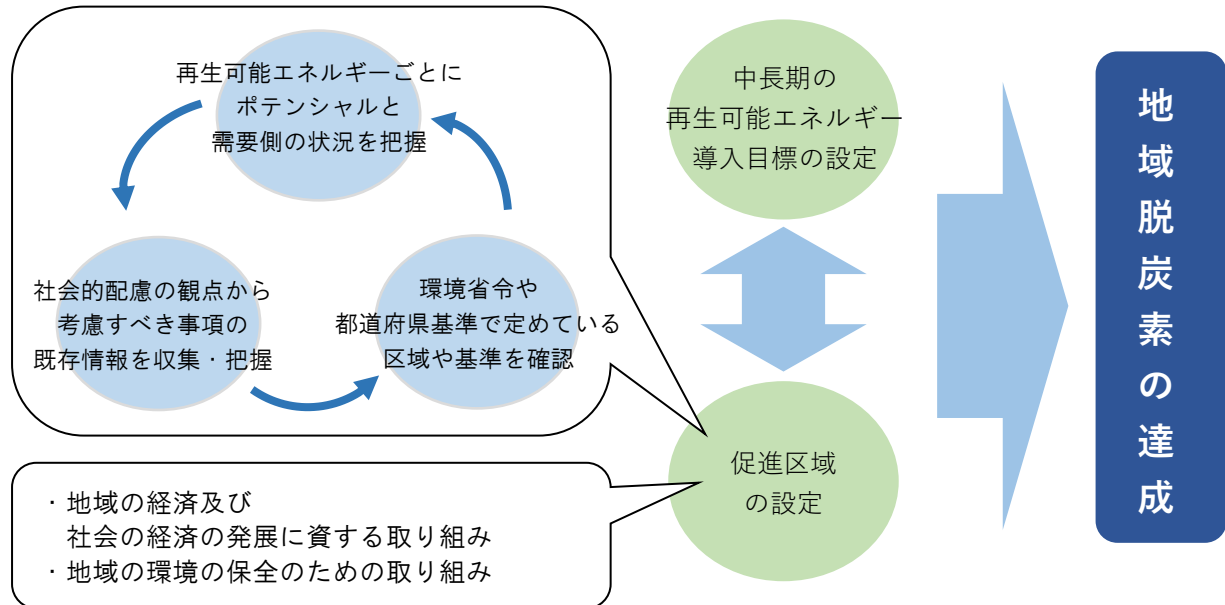
促進区域とは、各自治体が再生可能エネルギー設備の設置に適している場所として選定した土地のことです。

令和4年（2022年）に地球温暖化対策法が施行されたことにより、各自治体は地球温暖化対策実行計画の中で、再生可能エネルギー促進区域（促進区域）を定めるよう努めることが求められています。

促進区域となることで、その地域で再生可能エネルギー設備を設置するまでの手続きにおいて特例を受けることができるようになります。

(1) 促進区域設定のプロセス

促進区域設定の考え方については、環境省が促進区域について示している「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（以下、「ハンドブック」という。）」の P29 にある図をもとに、本市の地域特性を加味して検討を進めました。



(2) 促進区域として候補となる地域・類型

ハンドブックでは、促進区域の主な抽出方法として、4種類を想定しています。抽出したエリア・類型をあてはめると以下のように整理されます。


■促進区域の類型と本市における候補地（案）

類型	具体的な内容	市におけるエリア・類型
1)広域的ゾーニング型	環境情報等の重ね合わせを行い、関係者・関係機関による配慮・調整の下で、広域的な観点から、促進区域を抽出	・旧5町エリア ⇒太陽光発電事業（ソーラーシェアリングを含む）の導入
2)地区・街区指定型	スマートコミュニティの形成やPPA（電力販売契約）普及啓発を行う地区・街区のように、再生可能エネルギー利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行うエリアを促進区域として設定	・市役所及び周辺を含む市街地部 ・各工業団地（11地点） ・小水力発電の可能性が高い地点 ⇒小水力発電の導入（現地調査結果含め検討）
3)公有地・公共施設活用型	公有地・公共施設等の利用募集・マッチングを進めるべく、活用を図りたい公有地・公共施設を促進区域として設定	公共施設 ⇒民間資金を活用したオンサイトPPAを含む太陽光発電事業 ※形態規制の特例許可が受けられるため、太陽光のパネルをかけると建蔽率が増加することから、ソーラーカーポートを実現できる可能性がある。 ・下水道施設へのメタン発酵施設の導入等のバイオガスの利活用事業（汚泥乾燥施設及び場内電力利用のための発電施設等の整備、維持・管理等）
4)事業提案型	事業者、住民等による提案を受けること等により、個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定	・個別提案プロジェクト予定地 バイオマス（馬、牛等の排せつ物、下水汚泥）を利用した事業を展開する際の候補地が想定される。

促進区域を設定する際には、国が定める環境保全に係る基準、県が定める基準との整合を図るとともに、地域との合意形成を重視し、土地所有者はもとより、周辺住民や事業者等と連携して進めるものとします。

率先して太陽光発電を導入する公共施設

① 甲賀市役所		
住所	甲賀市水口町水口 6053 番地	
設立年	平成 29 年(2017 年)	
想定パネル設置数 (屋根)	379 枚	
発電量 (屋根)	142.1 kW	
発電量 (駐車場)	53.0 kW	
調査結果	太陽光パネル設置可 一部太陽光設置済み	

② 水口体育館		
住所	甲賀市水口町鹿深 3 番 46 号	
設立年	令和 2 年 (2020 年)	
想定パネル設置数 (屋根)	437 枚	
発電量 (屋根)	163.9 kW	
発電量 (駐車場)	364.6 kW	
調査結果	日当たりは良好 一部太陽光設置済み	

③ 甲賀地域市民センター		
住所	甲賀市甲賀町相模 173 番地 1	
設立年	平成 29 年(2017 年)	
想定パネル設置数 (屋根)	59 枚	
発電量 (屋根)	22.1 kW	
発電量 (駐車場)	55.5 kW	
調査結果	太陽光パネル設置可	


④ 甲南地域市民センター		
住所	甲賀市甲南町野田 810 番地	
設立年	令和3年(2021年)	
想定パネル設置数(屋根)	160枚	
発電量(屋根)	60.0 kW	
発電量(駐車場)	549.6 kW	
調査結果	太陽光パネル設置可	

⑤ 土山地域市民センター		
住所	甲賀市土山町北土山 1715 番地	
設立年	平成13年(2001年)	
想定パネル設置数(屋根)	16枚	
発電量(屋根)	6.0 kW	
発電量(駐車場)	187.6 kW	
調査結果	太陽光パネル設置可 一部小屋根構造	


⑥ 信楽地域市民センター		
住所	甲賀市信楽町長野 1203 番地	
設立年	令和元年(2019年)	
想定パネル設置数(屋根)	280枚	
発電量(屋根)	105 kW	
発電量(駐車場)	13.2 kW	
調査結果	太陽光パネル設置可 一部切妻屋根	

⑦ 土山体育館		
住所	甲賀市土山町北土山 414 番地 2	
設立年	平成 18 年(2006 年)	
想定パネル設置数 (屋根)	953 枚	
発電量 (屋根)	357.4 kW	
発電量 (駐車場)	113.6 kW	
調査結果	屋根の耐荷重要検討	

⑧ 甲賀市まちづくり活動センター「まるーむ」		
住所	甲賀市水口町水口 6009 番地 1	
設立年	令和元年 (2019 年)	
想定パネル設置数 (屋根)	180 枚	
発電量 (屋根)	67.5 kW	
発電量 (駐車場)	208.7 kW	
調査結果	太陽光パネル設置可	

⑨ 土山開発センター		
住所	甲賀市土山町北土山 1715 番地	
設立年	令和 3 年 (2021 年)	
想定パネル設置数 (屋根)	25 枚	
発電量 (屋根)	5.5kw	
発電量 (駐車場)	0kw	
※土山地域市民センターと 同一駐車場のため除外		
調査結果	太陽光パネル設置可	

⑩ 希望ヶ丘防災コミュニティセンター	
住所	甲賀市甲南町 希望ヶ丘 1 丁目 3-4
設立年	平成 18 年(2006 年)
想定パネル設置数 (屋根)	15 枚
発電量 (屋根)	5.6 kW
発電量 (駐車場)	42.3 kW
調査結果	太陽光パネル設置可




⑪ 東部学校給食センター	
住所	甲賀市甲賀町隠岐 2403 番地 24
設立年	平成 17 年(2005 年)
想定パネル設置数 (屋根)	421 枚
発電量 (屋根)	157.9 kW
発電量 (駐車場)	161.2 kW
調査結果	太陽光パネル設置可




⑫ 西部学校給食センター	
住所	甲賀市水口町山上 927 番地
設立年	令和 2 年 (2020 年)
想定パネル設置数 (屋根)	520 枚
発電量 (屋根)	195.0 kW
発電量 (駐車場)	211.4 kW
調査結果	太陽光パネル設置可



⑬ 水口交流センター		
住所	甲賀市水口町伴中山 3737 番地 1	
設立年	平成 25 年(2013 年)	
想定パネル設置数 (屋根)	171 枚	
発電量 (屋根)	64.1 kW	
発電量 (駐車場)	18.5 kW	
調査結果	太陽光パネル設置可	

⑭ 甲賀公民館 (かふか生涯学習館)		
住所	甲賀市甲南町甲賀町 大原中 886 番地	
設立年	平成 16 年(2004 年)	
想定パネル設置数 (屋根)	0 枚	
発電量 (屋根)	0 kW	
発電量 (駐車場)	396.3 kW	
調査結果	屋根設置不可 建物屋根ドーム状	

⑮ 甲南情報交流センター		
住所	甲賀市甲南町竜法師 600 番地	
設立年	平成 11 年(1999 年)	
想定パネル設置数 (屋根)	462 枚	
発電量 (屋根)	173.3 kW	
発電量 (駐車場)	55.5 kW	
調査結果	太陽光パネル設置可 瓦屋根のため、注意が必要	

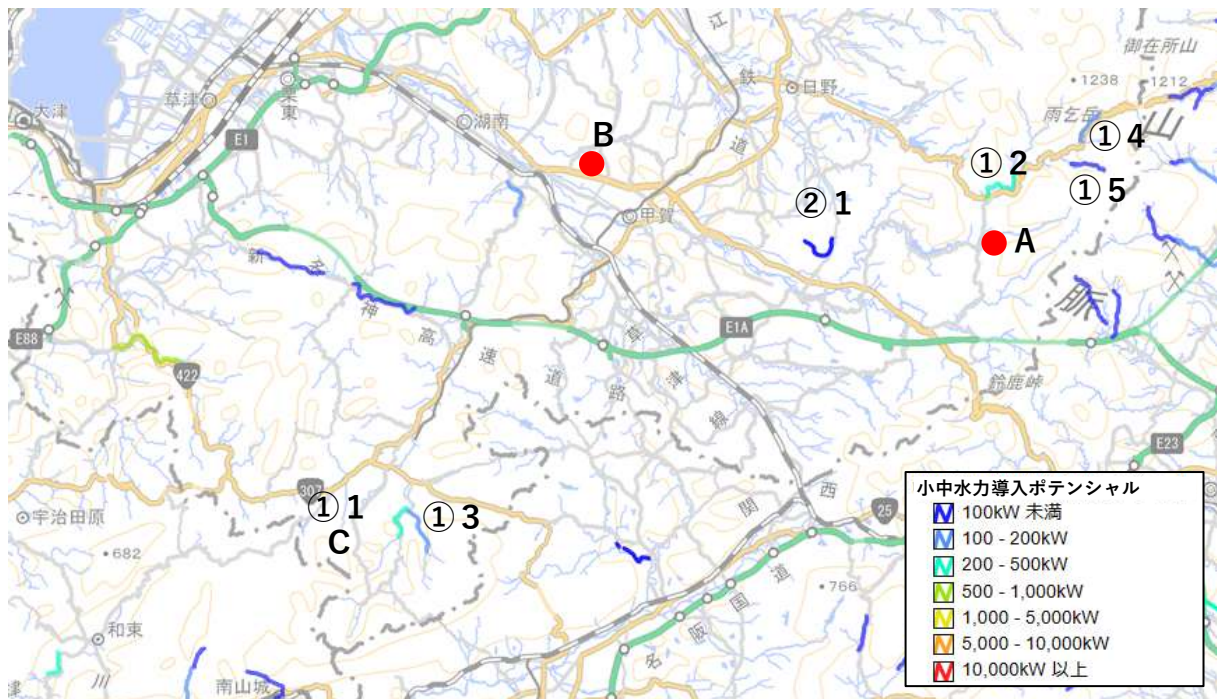
小水力発電導入ポテンシャル位置、候補地

REPOS による小水力発電の導入ポテンシャルのある河川、農業用水路の分布図

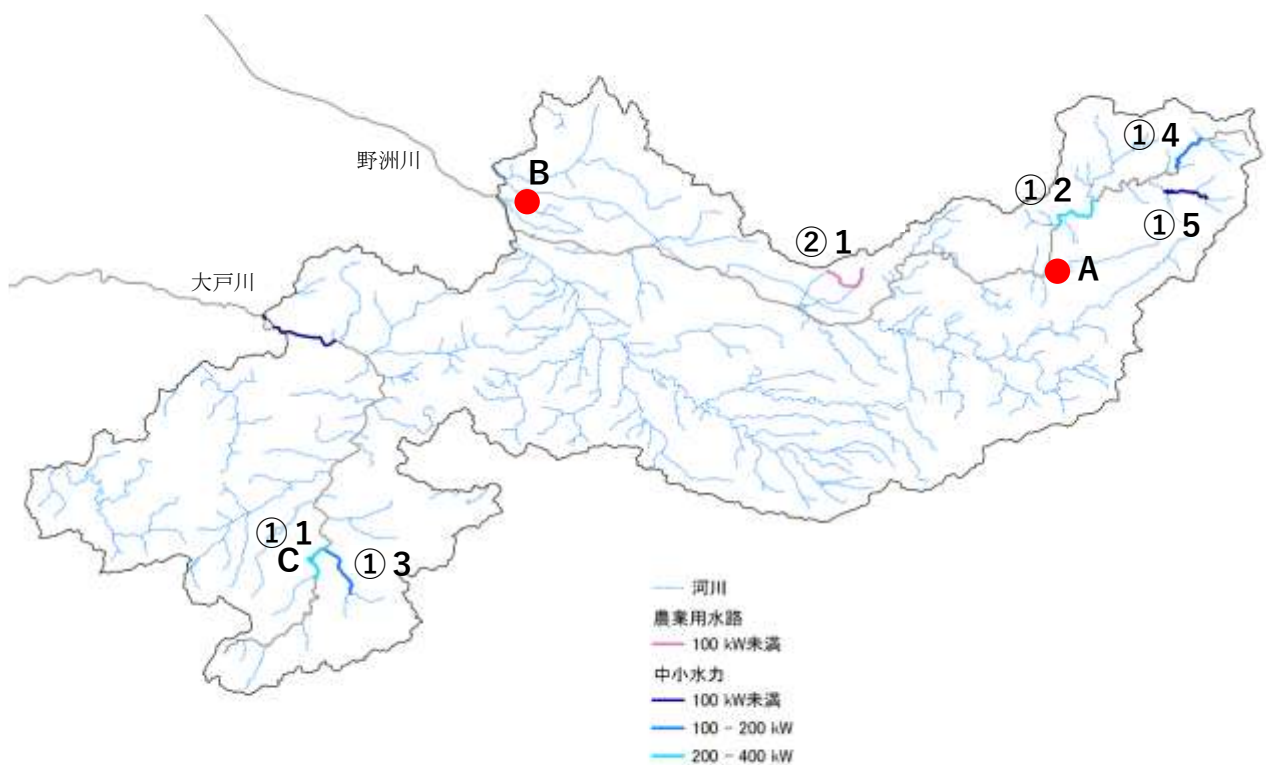
河川：① 1～5、農業用水路：② 1 ※本編掲載

候補地：A～C

■中小水力 REPOS マップ




資料：環境省「REPOS」



■小水力発電導入候補地 A（鮎川砂防ダム）／REPOS ポテンシャル情報なし



出典：国土地理院地図

項目	内容
場所	土山町鮎河
取水ポイント	344m
建屋予定地（PH※：1）	314.2m
落差計算	$344 - 314.2 = 29.8\text{m}$
出力計算	$9.8 \times 29.8 \times (0.235) \text{ m}^3/\text{s} \times 0.7 = 48\text{kW}$ ※毎秒 235L の水量が確保できれば低圧連系が可能
河川の様子等	<ul style="list-style-type: none"> ・灌漑期の水量によっては発電の可能性はあるものの、落差がないため、それなりの水量がないと発電は困難 ・砂防ダム下流には桜並木があり、周辺環境への配慮が欠かせず、PH を下流に整備することは現実的ではない ・電柱までの距離があるため、整備コストが懸念される ・導入調査の際、砂防ダムから農業用水路への水の流れやダムの構造等を確認する必要がある 

※PH：発電設備（以下同様）

■小水力発電導入候補地B（土山導水路）／REPOS ポテンシャル情報なし

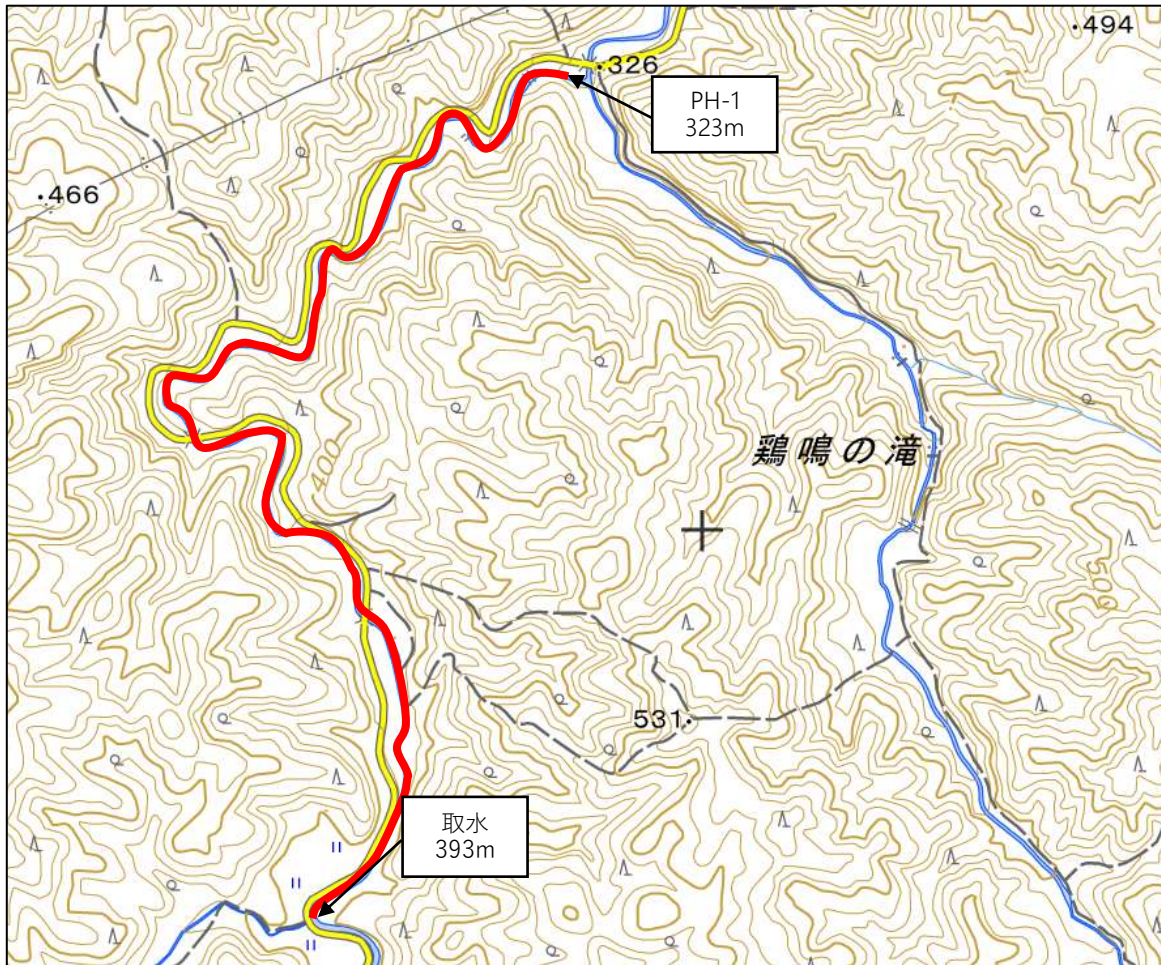


出典：国土地理院地図

項目	内容
場所	水口町北泉
出力・落差について	地図上では落差が確認できないものの、現地調査にて一定の落差と水力が見込めたため、48kW で計算。
河川の様子等	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用水路 ・落差があり、非灌漑期だが一定の水量を確認できた ・落差のある地点を3箇所確認できた。このうちの1箇所での実施を検討する ・導入調査が必要



■小水力発電導入候補地C（大戸川・神山上流）／REPOS ポテンシャル①1



出典：国土地理院地図

項目	内容
場所	信楽町神山
取水ポイント	393m
建屋予定地（PH※：1）	323m
落差計算	393-323 = 70m
出力計算	$9.8 \times 70m \times (0.1) \text{ m}^3/\text{s} \times 0.7 = 48\text{kW}$ ※毎秒 100L の水量が確保できれば低圧連系が可能
河川の様子等	<ul style="list-style-type: none"> ・大戸川が一級河川であるため、取水・放流について河川協議が必要となる可能性がある ・一定の水量が見込めるので発電は可能と考えられるが、導入調査が必要 

